

経済産業省委託事業

ベトナムにおける模倣品流通実態調査

2020年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ホーチミン事務所

目次

I	模倣品及び知的財産権侵害品の定義.....	1
I.1	模倣品.....	3
I.2	知的財産権侵害品.....	4
(1)	知的財産模倣品.....	4
(2)	知的財産権侵害品.....	5
II	知的財産権の登録・執行に関わる主要な機関.....	7
II.1	知的財産権の登録・管理機関.....	9
(1)	知的財産庁（NOIP）.....	10
(2)	著作権局（COV）.....	11
(3)	植物新品種保護事務局（PVPO）.....	11
II.2	知的財産権の執行機関.....	12
(4)	科学技術監査局（STI）.....	12
(5)	情報通信監査局（ICI）.....	13
(6)	文化スポーツ観光監査局（CSTI）.....	13
(7)	市場管理総局（DMS）.....	13
(8)	サイバーセキュリティ局（C50）.....	14
(9)	電子商取引・デジタル経済局（iDEA）.....	14
(10)	ベトナムインターネット情報センター（VNNIC）.....	15
(11)	税関密輸防止捜査局.....	15
(12)	人民委員会（PC）.....	15
(13)	計画投資局（DPI）.....	16
(14)	経済警察（C03）.....	16
(15)	人民裁判所.....	16
(16)	知的財産研究所（VIPRI）.....	17
(17)	著作権・著作隣接権鑑定センター（ECCR）.....	18
II.3	関係組織・団体.....	18
(18)	ベトナム商工会議所（VCCI）.....	18
(19)	ベトナム国際仲裁センター（VIAC）.....	18
(20)	ベトナム反模倣品商標保護協会（VATAP）.....	19
(21)	ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会（VACIP）.....	20
III	知的財産権の執行.....	21
III.1	任意による解決.....	23
III.2	行政措置.....	23

(1)	処分対象となる侵害行為.....	23
(2)	行政措置の内容.....	24
(3)	行政措置の執行機関.....	25
(4)	行政措置の手続き.....	26
(5)	時効.....	28
III.3	刑事措置.....	28
III.4	民事措置.....	31
III.5	水際措置.....	33
III.6	知的財産権侵害行為に対する専門的な意見の提供、鑑定.....	35
(1)	知的財産庁による専門的な意見の提供.....	36
(2)	VIPRIによる鑑定.....	37
IV	ベトナムにおける模倣品の実態.....	39
IV.1	模倣品の概況.....	39
IV.2	模倣品の流通の実態.....	42
(1)	模倣品の製造.....	42
(2)	模倣品の運送.....	45
(3)	模倣品の消費.....	47
(4)	オンラインでの模倣品販売の現状.....	59
IV.3	模倣品が多い分野・製品.....	60
(1)	電気製品・家電製品.....	60
(2)	医薬品.....	63
(3)	化粧品.....	68
(4)	食品.....	71
(5)	衣服・靴.....	75
(6)	バイク、バイクの部品.....	80
(7)	自動車部品.....	87
(8)	腕時計.....	89
(9)	スポーツ用品.....	92
(10)	本の海賊版.....	94
(11)	音楽・映像.....	97
(12)	ソフトウェアの著作権侵害について.....	99
V	模倣品の増加により生じる経済・社会への影響.....	101
V.1	ベトナム人の購買力・消費動向に関する概観.....	101
(1)	購買力.....	101
(2)	消費動向.....	102
V.2	模倣品に対する消費者の態度・認識.....	103

V.3	模倣品の使用に伴うリスク	104
VI	ベトナムにおける模倣品対策.....	105
VI.1	政府の政策	105
VI.2	近年の取り組み.....	106
(1)	ベトナム政府の知的財産戦略.....	106
(2)	市場管理総局の設立	107
(3)	市場管理総局の2020年活動計画	109
(4)	ECポータルサイト	111
VII	権利者による模倣品対策の課題と対策	112
(1)	模倣品対策の障害となる事由	112
(2)	権利者によるベトナムでの模倣品対策.....	112
VIII	関係政府機関連絡先	115
IX	関係法令リスト	120

I 模倣品及び知的財産権侵害品の定義

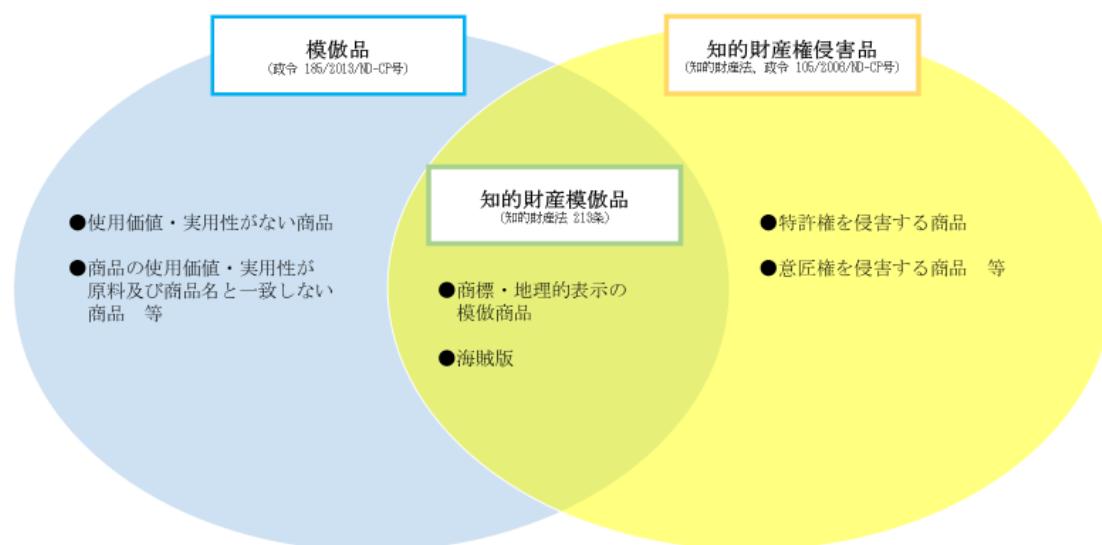
日本では、一般的に、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）侵害の場合は「模倣品」、著作権侵害の場合は「海賊版」という用語を用いるが、特に法令上の定義があるわけではない。

一方、ベトナムでは、以下に詳述する通り「模倣品」という用語に法令上の定義がある。知的財産権侵害に加えて、粗悪品、技術基準に満たない商品、原産地不明の商品等も含まれると定められている。

また、ベトナムでは、知的財産権侵害品という言葉も使われる。その名の通り、広く知的財産権を侵害する行為により生じた商品を含むと解されるが、特に「知的財産模倣品」を定義している点がベトナム法の特色である。この「知的財産模倣品」は、「模倣品」にも「知的財産権侵害品」にも含まれる概念となる。

ベトナム法令においては、明確に模倣品・知的財産権侵害品の分類をしておらず重複する部分もあるため、その区分には曖昧なところが残るが、イメージとしては下記の図の通りである。

<図1 模倣品と知的財産権侵害品>



以下では、ベトナム法令上の模倣品・知的財産権侵害品について概説する。もっとも、本報告書においては、かかる言葉の定義に深入りすることは本意ではない。したがって、II章以降は、特に記載しない限り、知的財産権を侵害する商品を広く総称して、「模倣品」と呼ぶこととする。

なお、ベトナムの法体系についても簡単に触れる。ベトナム法令は、社会主義法系に属するものとされるが、私法分野では Civil Law（大陸法）系に近い。制定法のみが法源であり、法律の解釈も最高権力機関としての国会の権限であると考えられてきたが、裁判例に先例拘束力を与え、法源の一つとする制度が 2016 年に導入された。また、条約は国内法に優先する。

ベトナムの法体系においては、憲法（Hiến Pháp/Constitution）が最上位規範である。続いて、国会が制定する法律（Luật/Law）、内閣が法律の施行細則等を定めるために公布する政令（Nghị Định/Decree）、各省庁が法律や政令を実施するための細則を定める通達（Thông Tư/Circular）が、順に効力を有するとされる。

もっとも、日々新しい政令や通達が制定されており、法令と政令、通達の内容が矛盾する場合も少なくはなく、そのような場合に必ず上記の順で法律の効力が優先されて運用されていると言い難い場面もある。

I.1 模倣品

「模倣品」(hàng giả¹) は、政令 185/2013/NĐ-CP 号により、以下のものを含むと定義される²。

- 使用価値・実用性がない商品、商品の使用価値・実用性が原料及び商品名と一致しない商品、又は、商品の使用価値・実用性が登録された又は公表された使用価値・実用性と一致しない商品
- 商品を構成する主要な要素、成分又は他の技術性能が、登録・公表された又は商品本体の表示・包装に記載された品質規格・技術基準と比較して、その 70% 以下しか満たしていない商品
- 薬品の成分を含むか否かにかかわらず、登録された含有量と一致しない若しくは登録された薬品の説明書の内容を十分に満たしていない、又は商品の表示・包装に記載されている薬品の成分と異なる種類の薬品成分を含む、人間用又は動物用の予防薬又は治療薬
- 有効な成分を全く含まない、有効な成分の含有量が登録・公表された品質規格・技術基準を 70% 以下しか満たしていない、登録された有効な成分を十分に含まない、又は商品の表示・包装に記載されている有効な成分と異なる種類の成分が含まれる農薬
- 商品の表示・包装において、他の商人の名前、住所、商号若しくは商品名、又は、他の商品の流通登録コード、バーコード若しくはパッケージを偽装した商品
- 商品の表示・包装において、原産地、製造地、梱包場所又は加工場所を偽装した商品
- 知的財産法 213 条の定める知的財産模倣品
- 模倣されたラベル、表示又は包装

¹ 政府機関等が、模倣品として「hàng nhái」という用語を使うこともある。

² 政令 185/2013/NĐ-CP 号 3 条 8 項 ※政令 124/2015/NĐ-CP 号により一部修正

I.2 知的財産権侵害品

(1) 知的財産模倣品

「知的財産模倣品」は知的財産法 213 条で定義され、以下の「模倣商標商品」と「著作権違反商品」で構成される。「知的財産模倣品」は上記の「模倣品」の一形態に分類される³。

- 「模倣商標商品」とは、商標権者又は地理的表示の管理組織の同意なしに、保護された商標又は地理的表示と同一の又は実質的に識別不能な商標・標識を付した商品・包装である。
- 「著作権違反商品」とは、著作権者又は著作隣接権者の同意なしに作成された複製である（いわゆる「海賊版」）。

³ 政令 185/2013/ND-CP 号 3 条 8 項 g 号

(2) 知的財産権侵害品

知的財産権の侵害については、知的財産法及びその下位規範において、具体的に規定される⁴。

知的財産権を侵害する物品について、例えば以下が挙げられる。

- 著作権・著作隣接権について
 - 違法に作成された商品の複製
 - 違法に作成された二次的著作物
 - 著作者の氏名又は署名の詐称、又は著作権の違法取得
 - 違法に引用、複製又は組み立てられた商品
 - 違法に作成された実演の録音、録画、放送プログラム等の複製

- 特許について
 - 特許権で保護される対象商品又はその一部と同一又は類似の商品又はその一部

- 回路配置について
 - 保護される回路配置を複製することにより作成された回路配置

- 意匠について
 - 権利保護される意匠と外観が大きく異なる商品又はその一部

- 商標、地理的表示について
 - 権利保護される商標、地理的表示と同一の又は識別不能な商品、商品の包装、サービス、取引書類、看板、広告手段、及びその他のビジネスに付される標識

- 商号について
 - 権利保護される商号と同一又は識別不能な商品、商品の包装、サービス手段、取引書類、看板、広告手段及びその他のビジネスに付される商号

⁴ 例えば、知的財産法 211 条（行政違反処分を受けるべき知的財産権の侵害行為）、214 条（行政違反処分及び矯正措置）及び政令 105/2006/ND-CP 号 7 条、8 条、9 条、10 条、11 条、12 条、13 条、14 条（政令 119/2010/ND-CP 号により一部改正）に定めがある。

- 植物新品種について
 - 植物新品種又はその育種原料に関する保護ライセンスを有する者の許可を得ずに製造、育種、販売、頒布、又は輸出入の活動のために加工された植物新品種

なお、知的財産法によれば、権利者は、外国市場を含む市場に合法的に投入された商品の流通、輸入、利用又は使用を第三者に禁止する権利を有しないとされており⁵、並行輸入は原則として適法という扱いになると考えられる。

⁵ 知的財産法 125 条 2 項 b 号

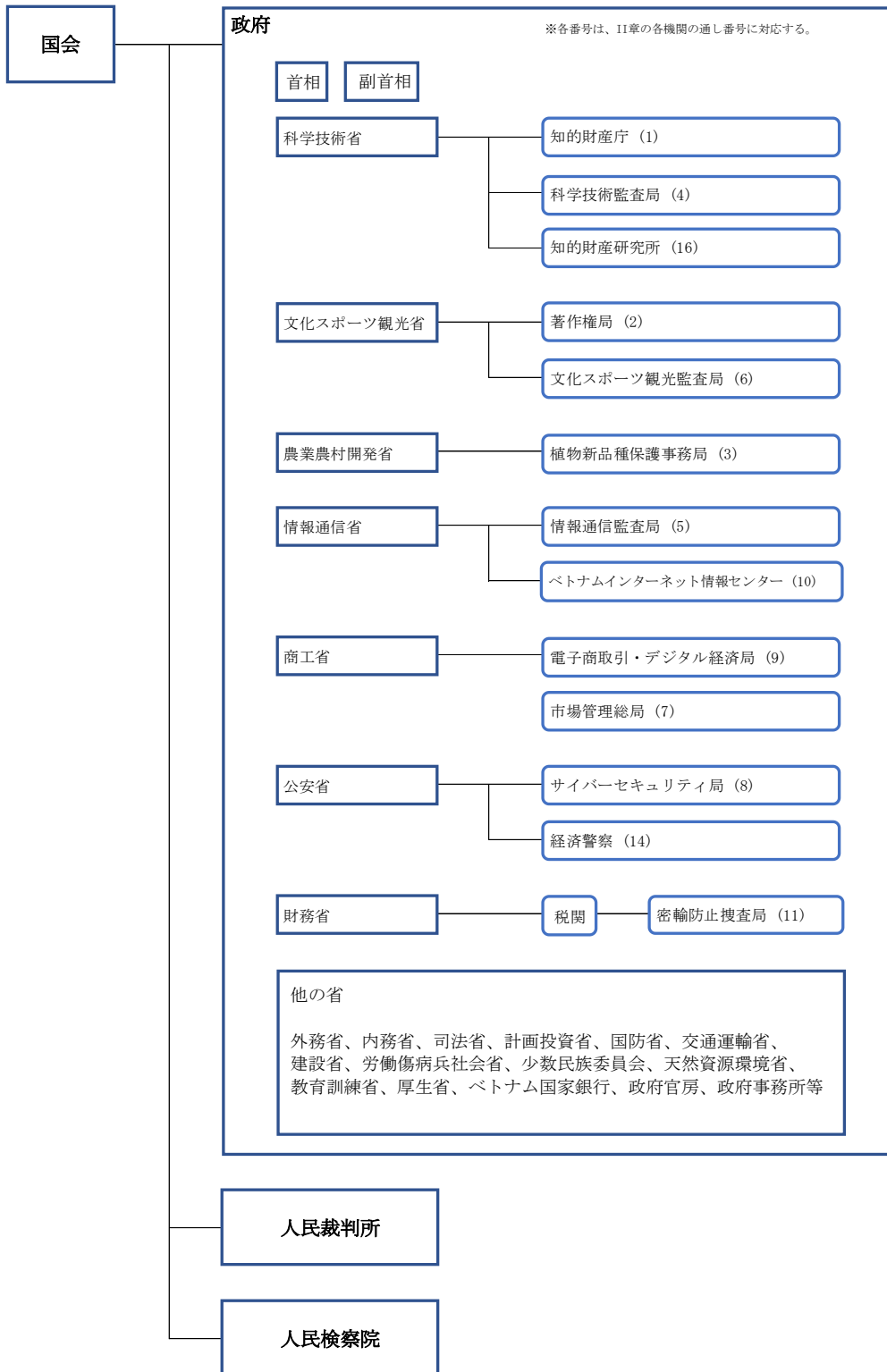
II 知的財産権の登録・執行に関わる主要な機関

ベトナムは、社会主義共和制であり、ベトナム共産党の一党支配がなされている。

政府機関の構造として、立法権を有する国会、行政権を有する政府、司法を管轄する人民裁判所がある。政府では、首相と副首相の下に、日本の「省庁」に相当する組織として、各省（局）が設けられている。通常は、地方自治体に相当する人民委員会の下に、各省の下部組織が設置されている。知的財産関連の政府組織を抜粋して掲載すると、次頁の図の通りである。

ベトナムの地方行政区分は、省級、県級、村級に分かれる。

- 省級：58 の省（*tỉnh*）、5 つの中央直轄市（*thành phố trực thuộc trung ương*）（ハノイ市、ホーチミン市、ダナン市、ハイフォン市、カントー市）
- 県（*huyện*）、区（*quận*）、市社（*thị xã*）、省に属する市（*thành phố thuộc tỉnh*）、及び中央直轄市に属する市（*thành phố thuộc thành phố trực thuộc trung ương*）
- 村級：村（*xã*）、地区（*phường*）、町（*thị trấn*）



< 図 2 ベトナム政府組織図 (抜粋) >

ベトナムの政府機関で知的財産権の確立及び執行に関わる主要な機関は、以下の3つのグループに分類できる。

- II.1 知的財産権の登録・管理機関
- II.2 知的財産権の執行機関
- II.3 その他関係組織・団体

以下、詳述する。

II.1 知的財産権の登録・管理機関

産業財産権のうち、特許、実用新案、意匠、商標、商号、地理的表示、回路配置に対する権利等は、権利の確定に知的財産庁（NOIP）への登録が必要となる。他方で、産業財産権のうち、商号、営業秘密に対する権利等は、権利の確定に登録が必要でない。産業財産権の保護期間は、登録の出願日から、特許は20年、実用新案は10年、意匠は5年（5年を単位として2回まで更新可能）、商標は10年（10年を単位として無制限に更新可能）、地理的表示は無期限である。

著作権・著作隣接権は創作により、登録することなく、当然に権利として保護の対象となるが、著作権局（COV）を通して国家著作権・著作隣接権登録簿（National Register of Copyright and Associated Rights）へ登録することができ、その場合、ベトナムにおける著作権・著作隣接権を有することについての有効な証明となる証書が発行される。著作権の保護期間は、著作者人格権を除き、映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物及び匿名の著作物は最初の公表後75年（それらが固定されてから25年以内に公表されなかったときは固定から100年）⁶、著作者の死後に公表された著作物は公表後50年、その他の著作物は著作者の死後50年である⁷。著作者人格権については、一般的に無期限に有効である⁸。

⁶ 知的財産法 27 条 2 項 a 号

⁷ 政令 22/2018/ND-CP 号 24 条

⁸ 知的財産法 27 条 1 項

(1) 知的財産庁 (NOIP)

知的財産庁 (NOIP : National Office of Intellectual Property) は科学技術省に属し、産業財産権全般の登録・管理等を所管する。

主要な所管業務は以下の通りである。

- 知的財産権保護に関する戦略・政策の作成・実施
- 産業財産権の登録・管理 (特許、実用新案、意匠、商標、商号、地理的表示、回路配置)
- 産業財産権の執行又は紛争解決の支援
- 産業財産権出願代理人への証明書の発行
- 知的財産権に関する情報提供・啓発
- 知的財産権侵害行為に対して行政措置を行う場合のサポートとして、執行機関へ専門的な意見を提供すること (III.6 章参照)

2018 年、知的財産庁は、109,651 件の知的財産権に関する登録申請を受理し、32,294 件の登録を行った。その内訳は下記の表の通りである。

<表 1 産業財産権の申請・登録数>

申請内容	申請受理 (件)	登録 (件)
特許	6,071	2,201
実用新案	557	347
意匠	2,873	2,275
ベトナムで登録申請された商標	46,369	22,001
マドリッド協定に基づく国際出願にて登録申請された商標	8,785	5,461
地理的表示	6	0
回路配置	5	0

同年、知的財産庁は、科学技術監査局、市場管理局、税関、経済警察等の執行機関に対して、150 件 (商標 136 件、意匠 7 件、特許・実用新案 7 件) の専門的な意見を提供した⁹。もっとも、この意見は法的拘束力を有しておらず、執行機関は必ずし

⁹ 出典：知的財産庁 2018 年報告書

<http://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/687634/Baocaothuongnien+2018+.pdf/aa49c9cf-0436-4a27-bd15-c811fa43c94c>

も同意見に従う必要はない。とはいえ、知的財産の登録・管理機関としての意見であるがゆえ、執行機関が知的財産権侵害行為の処分を決定する際には大きな影響力を有するとされる。

(2) 著作権局 (COV)

著作権局 (COV : Copyright Office of Vietnam) は文化スポーツ観光省に属し、著作権・著作権隣接権の登録・管理等を所管する。

主要な所管業務は以下の通りである。

- 著作権登録証明書・著作権隣接権登録証明書の発行、再発行、更新及び取り消し
- 文学的・美術的・科学的著作物に対する著作権、及び実演、録音、録画、放送番組に関する著作権隣接権の管理
- 著作者、著作権・著作権隣接権の権利者に対するロイヤリティ、報酬、その他権利に関するガイドライン作成
- 著作権・著作権隣接権の共同管理組織 (VCPMC¹⁰等) の活動や著作権・著作権隣接権の鑑定活動の管理

(3) 植物新品種保護事務局 (PVPO)

植物新品種保護事務局 (PVPO : New Plant Variety Protection Office) は、農業農村開発省に属し、植物新品種 (育成者権) 全般の登録・管理等を所管する。

具体的には、登録申請書の受領後、植物新品種の新規性、適切な名称、相違性 (Distinctness)、一様性 (Uniformity)、安定性 (Stability) の検査 (DUS 検査) について審査を行う。当該審査結果に基づく植物新品種保護証の発行やその取り消し等を行う。

¹⁰ Vietnam Center for Protection of Music Copyright の略称。一部の楽曲について、一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) と管理契約を締結している。

<http://vcpmc.org/vcpmc/>

II.2 知的財産権の執行機関

知的財産権の執行機関は複数存在するが、以下の4つのグループに分類できる。

- 行政措置を行う機関：(4)~(13)
- 刑事措置を行う機関：(14)
- 司法措置を行う機関：(15)
- 鑑定を行う機関：(16)(17)

以下、詳述する。

(4) 科学技術監査局 (STI)

科学技術監査局 (STI : Science and Technology Inspectorate) は、科学技術省に属し、産業財産権に関する調査、取り締まり等を所管する。

摘発対象となる行為は以下の通りである。

- 特許、実用新案、回路配置に対する侵害行為
- 意匠、商標、商号、地理的表示に対する侵害行為
- 商標・地理的表示を模倣した商品販売のために、製造、輸入、頒布、輸送又は保管する各行為
- 商標・地理的表示の模倣を含むラベル、表示、物品の販売のために、製造、輸入、頒布、輸送又は保管する各行為
- 産業財産権に関する不正競争行為¹¹

¹¹ 産業財産権に関する不正競争行為とは、商品又はサービス等の出所混同を生じさせる表示行為、原産地や品質等に混同を生じさせる表示行為等という（知的財産法 130 条 1 項）。

(5) 情報通信監査局 (ICI)

情報通信監査局 (ICI : Information and Communications Inspectorate) は、情報通信省に属し、情報通信分野に関する調査、取り締まり、不服申立ての解決支援等を所管する。具体的には、ウェブサイトのなりすまし、ドメイン名を違法に作成する行為、インターネットでの違法アップロード行為等に対する取り締まりを行う¹²。

(6) 文化スポーツ観光監査局 (CSTI)

文化スポーツ観光監査局 (CSTI : Culture, Sports and Tourism Inspectorate) は、文化スポーツ観光省に属し、文化・スポーツ・観光分野に関する調査、取り締まり等を所管する。

中央レベルでは同局が担当するが、地方レベルでは、人民委員会に属する同局監査部門が実際の執行等を行う。

知的財産権関連としては、主に著作権・著作隣接権の侵害行為に対する行政措置を担当する。

(7) 市場管理総局 (DMS)

もともとは市場管理局として商工省の一部門であったが、首相決定 34/2018/QD-TTg 号により、新たな別組織として市場管理総局 (DMS : Vietnam Directorate of Market Surveillance) が設置された¹³ (2018 年 10 月 12 日施行)。

市場管理総局は、模倣品に限らず、広く市場に流通する違法・不正な商品¹⁴や、同商品を流通させる行為の摘発等を所管する。地方レベルでは、市場管理局として省級・県級・村級で組織され、実際の執行等を担当する。

市場管理総局の現在の管理モデルは「縦管理モデル」とされ、地方レベルの市場管理局への直接的な指示系統が発揮されるといわれている。これまで商工省の管理下で省級・県級の人民委員会の指示を受けていた 63 の市場管理部門が消滅し、その機能を移管する形で、市場管理局が各地方に設立された。1 つの市場管理局が複数のエリアを管理する場合もある。この組織変更により、市場管理総局による迅速な指示系統の下で取り締まりが行えること、他地域間での市場管理局の連携も進み、密輸・模倣

¹² インターネット上の模倣品の取り締まりは所管外であると考えられる。

¹³ 局長の任免権は商工省にあるので、完全に独立というわけではない。

¹⁴ 密輸品、出所不明品、品質に関する法律・計量・価格・食品安全に関する法令違反、消費者保護・詐欺に関する法令違反の商品等

品・不正売買に関する違反行為の処分がより効果的になることが期待されている。
III.2 章で後述する通り、ベトナムで行政措置を行う場合、最も利用される行政機関である。

(8) サイバーセキュリティ局 (C50)

サイバーセキュリティ局 (Department of Cyber Security and Hi-Tech Crime Prevention) は、公安省に属し、インターネット上の情報セキュリティ管理等を所管する。2014年に設立され、2018年に公安省の傘下にある高度技術犯罪防止局と合併し、サイバーセキュリティ局 (C50) となった。

同局は、インターネット上又はコンピューターソフトウェアを通じた知的財産権侵害行為に対する調査、取り締まり等を行う。

(9) 電子商取引・デジタル経済局 (iDEA)

電子商取引・デジタル経済局 (iDEA : Vietnam E-commerce and Digital Economy Agency) は、商工省に属す、2017年に設立された機関である。同局は、電子商取引・デジタル経済分野における政策実行や管理業務等を所管する。

主要な所管業務は以下の通りである。

- 電子商取引活動の登録に関する各証明書が発行
- 電子商取引における不服申立て、告発の解決
- 電子商取引関連法令の施行監査、違反行為の処分

同局は、インターネット上の商取引の詐欺や模倣品の防止のため、科学技術監査局、市場管理局、サイバーセキュリティ局、経済警察等と協力して取り締まりを行っている。具体的には、インターネット上での知的財産権侵害等を発見した場合、侵害者に対して侵害情報の抹消を要求する。さらに必要である場合には、侵害排除のための技術的措置をとる。

(10) ベトナムインターネット情報センター (VNNIC)

ベトナムインターネット情報センター (VNNIC : Vietnam Internet Network Information Center) は、情報通信省に属す、2000年に設立された機関である。ベトナムにおけるインターネット上での資源管理及び活用促進、「.vn」ドメインの管理・活用等を所管する。また、インターネットサービスプロバイダーによる情報通信の促進化を図るシステムである Vietnam National Internet eXchange (VNIX) の管理も行っている¹⁵。

VNNICの主要な所管業務の一つとして、ドメイン名に関する紛争解決がある。紛争の一般的なものとして、登録申請されたドメイン名が、保護される第三者の商号や商標と同一又は識別不能なほどに類似するとして争いになる場合がある。侵害者と疑われる者がドメイン名に対する適法な権利・利益を有しないこと、又は不正競争の目的でドメイン名を申請したと判断される場合は、ドメイン名の取り消し等の決定を行う。

また、執行機関の要請に基づき、「.vn」ドメインの取り消し、撤回をする権限も有する。

(11) 税関密輸防止捜査局

税関に属する密輸防止捜査局は、主に水際での模倣品・密輸品・麻薬等の検査、差し止め、取り締まり等を所管する。地方レベルでは、省級・県級の税関局にそれぞれ密輸防止部門があり、これらの機関が実際の水際措置（検査、差し止め等）を行っている。

(12) 人民委員会 (PC)

人民委員会 (PC : People Committee) は省級・県級・村級で組織され、地方行政全般を所管する。人民委員会は、地方における模倣品防止活動を指導し、模倣品の製造・販売・輸入等について適切な検査、発見、防止及び処理を行うために、各地方の執行機関に対して協力を求める権限を有する。

省級・県級の人民委員会は、管轄エリアにおける知的財産権侵害の処分を決定する権限を有する。

¹⁵ <https://vnnic.vn/vnix/gi%E1%BB%9Bi-thi%E1%BB%87u>

(13) 計画投資局 (DPI)

省級・県級の計画投資局 (DPI : Department of Planning and Investment) に属する経営登録室は、企業に対して企業登録証¹⁶の発行を行う。申請された企業名が他の企業の商号や商標、地理的表示を侵害していると判断した場合、企業名の変更や違反部分の削除の要請、更には所管執行機関の要請に基づいて企業登録証を撤回する場合もある¹⁷。

(14) 経済警察 (C03)

汚職・経済・密輸犯罪捜査警察 (C03) (一般的には、「経済警察」と呼称される) は、公安省に属し、模倣品の製造・販売を含む経済関連事件・汚職の取り締まり等を所管する。

経済警察は省級・県級の公安警察部門を有する。

経済警察が捜査の過程で行政措置をすべき事件と判断した場合には、その事件は関係書類・証拠とともに該当する行政機関に移送される。反対に、行政機関が取り扱う事件が刑事事件相当である、又はその兆候があると判断した場合、その事件は関係書類・証拠とともに経済警察に移送される¹⁸。

(15) 人民裁判所

ベトナムの裁判所は二審制を採用している¹⁹。第一審は、原則、職業裁判官 1 名と一般市民から選ばれた参審員 2 名から構成される²⁰。第二審は、職業裁判官 3 名で構成される²¹。

なお、確定判決において法令適用に重大な誤りがある場合に、その誤りを是正する監督審がある。また、判決確定後に新しく重要な事実関係が発見された場合に、事実認定を是正する再審の制度もある。もともと、監督審と再審は、原則として、最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長官にのみ申立権が認められており当事者は申立できない。その意味でも、監督審・再審は、三審制とは異なる。

¹⁶ Enterprise Registration Certificate (ERC) と呼ばれる。日本の登記事項証明書に相当する。

¹⁷ 通達 05/2016/TTLT-BKHCN-BKHĐT 号

¹⁸ 行政違反処分法 62 条

¹⁹ 民事訴訟法 17 条 1 項、刑事訴訟法 20 条 1 項

²⁰ 民事訴訟法 63 条

²¹ 民事訴訟法 64 条

裁判は原則公開であるが、営業秘密が開示される恐れがある場合等に非公開となることもある²²。

ベトナムの民事裁判では、和解前置主義が取られており、審理前に裁判所主導による和解調停手続きが設定される²³。ここで和解が成立しない場合に、審理へ移行する。

現在、ベトナムには知的財産権を審理する専門の裁判所はない。

(16) 知的財産研究所 (VIPRI)

知的財産研究所 (VIPRI : Vietnam Intellectual Property Research Institute)は、科学技術省に属し、知的財産権に関する研究、鑑定及び評価等を所管する。

主要な所管業務は以下の通りである。

- 個人・組織への知的財産に関する情報提供、専門的アドバイス、知的財産に関する紛争・不服申立ての解決サポート等
- 知的財産権に関する権利侵害の有無や権利範囲に関する鑑定

VIPRI に対して鑑定を依頼できる者は以下の通りである。

- 知的財産権に関する紛争解決や行政措置等を行う権限を有する政府機関
- 知的財産権の権利者
- 知的財産権侵害行為を処分された、又は知的財産権に関する不服申立て・告発をされた個人・組織
- 知的財産権に関する紛争、侵害行為、不服申立て、告発に係る個人・組織

²² 民事訴訟法 15 条 2 項、刑事訴訟法 18 条

²³ 民事訴訟法 180 条

(17) 著作権・著作隣接権鑑定センター (ECCR)

著作権・著作隣接権鑑定センター(ECCR: Expertise Center of Copyright, Related Rights)は、著作権・著作隣接権侵害行為に対する行政措置をサポートする機関である。同センターは2016年に設立され、著作権・著作隣接権に関する鑑定や専門的な意見の提供を行っている²⁴。

II.3 関係組織・団体

ベトナムでも、知的財産権保護を目的とする民間団体等がいくつか組織されている。以下では、模倣品に関連する主要な関連組織・団体についてご紹介する。

(18) ベトナム商工会議所 (VCCI)

ベトナム商工会議所 (VCCI: Vietnam Chamber of Commerce and Industry) は、ベトナムの企業、事業者等の利益を保護し、商取引・投資を推進するために組織された非営利団体である。

VCCIの主要な業務として、ベトナム国内外での企業による知的財産権の登録、保護及び技術の移転を支援することがある。そのため、ベトナム国内の関連機関(知的財産庁、人民裁判所等)及び国外の関連機関(世界知的所有権機関(WIPO)、世界貿易機関(WTO)等)と協力し、最新情報の提供や、意見交換、セミナーを実施している。

(19) ベトナム国際仲裁センター (VIAC)

ベトナム国際仲裁センター (VIAC: Vietnam International Arbitration Centre) は、1993年に、貿易仲裁評議会(1963年設立)と海事仲裁評議会(1964年設立)の合併により、ベトナム商工会議所(VCCI)と共に設立された。

VIACは、ベトナム国内の仲裁機関の中で、最も国際仲裁に関して権威があると評価されており、仲裁の件数は近年増加している²⁵。ただし、国内仲裁に対しては、国

²⁴ 鑑定件数等について公表資料はない。

²⁵ 知的財産権関連案件が取り扱われたかについては公表されていない。

内の裁判所による一定の関与が認められており、仲裁権限が否定されたり、形式的な手続上の瑕疵を理由に仲裁判断を取り消されたりするケースも出てきているため、その信頼性については留意が必要である。

仲裁判断の執行について、債務者が任意に履行しない場合には、債権者は民事判決執行機関に対して執行の申し立てを行うこととなる²⁶。仲裁判断の執行は、民事判決執行法の規定による²⁷。

(20) ベトナム反模倣品商標保護協会 (VATAP)

ベトナム反模倣品商標保護協会 (VATAP : Vietnam Association for Anti-Counterfeiting and Trademark Protection) ²⁸は模倣品防止及び商標保護の実施を目的として、2004年に設立された非営利団体である。

主要な業務は以下の通りである。

- 模倣品対策及び商標保護を効果的に実施するための施策策定
- 会員の代表として、国家に対して模倣品防止及び商標保護に関する政策・措置の提案、支援
- 模倣品対策及び商標保護を効果的に実施するための、会員間の意見交換・援助・連携
- 会員が知的財産権侵害をしないための支援
- 会員への模倣品防止及び商標保護に関する国家の政策・法令情報の共有
- 会員に対する、模倣品対策、商標保護、法令等に関する研修の実施

ベトナムの企業・組織は、正会員として VATAP に加入することができる。また、外資系企業等その他の組織も賛助会員として VATAP に加入できるとされている。賛助会員は、協会の役員への選挙や総会での議決権を除き、正会員と同等の権利を有する。

会員は、VATAP を通じて、執行機関に自社の模倣品問題を解決するよう要求したり、知的財産庁に専門的な意見の提供を要求したりできる。

また、会員が真贋判定情報を執行機関（主に省級・県級の市場管理局、経済警察等）に提供するセミナーも開催されている。

²⁶ 商事仲裁法 66 条

²⁷ 商事仲裁法 67 条

²⁸ <http://hanghoavathuonghieu.com.vn/news/chinh-sach-phap-luat.html>

(21) ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会（VACIP）

ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会（VACIP：Vietnam Anti-counterfeiting and Intellectual Property Protection Association of Foreign Invested Enterprises）²⁹は、主に外資系企業の模倣品防止及び商標保護の実施を目的として、2004年に設立された非営利団体である。

主要な業務は以下の通りである。

- 知的財産権を執行するベトナムの団体及び行政機関との協働
- 模倣品対策のための情報共有・研修の実施
- ベトナム政府が発行する知的財産権関連の方針や法令に関する情報提供
- 会員の投資支援

ベトナムで設立された外資系企業や、自社の技術・商標権・著作権をベトナムの事業者へライセンスしている外国企業、ベトナムに代理店を有する外国企業であれば会員となることができる³⁰。

²⁹ 現時点で、該当する公式のウェブサイトは確認できない。

³⁰ 詳しくは、日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部「ASEANにおける知的財産にかかわる諸団体等の活動調査報告」（2014年2月）を参照されたい。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_asean_ip_group_activity_survey_2014_02rev.pdf

III 知的財産権の執行

知的財産権保護のために権利者が取り得る措置として、主に以下が挙げられる。

- 任意による解決
- 行政措置
- 刑事措置
- 民事措置
- 水際措置

知的財産権侵害行為による損害を受けた産業財産権のライセンシーも、権利の制約がない限り、権利者と同様に上記の措置を取ることができる³¹。

加えて、以下に当てはまる個人・組織は、執行機関に侵害行為を通知し、行政措置を求める権利を有するとされる³²。

- 消費者若しくは社会に損害を与える産業財産権の侵害行為、又は、模倣した商標若しくは地理的表示を付した商品、製品、表示、スタンプに関する知的財産権侵害行為を発見した場合
- 産業財産権の分野における不正競争行為により、損害を受けた又は受けるおそれがある場合

知的財産権侵害行為に対する処分を行う権限を有する主な機関は、科学技術監査局、市場管理局、人民委員会、経済警察、人民裁判所である。

権利者が取り得る措置のメリット・デメリットをまとめると、下記の表の通りである。

³¹ 政令 99/2013/ND-CP 号 22 条 1 項 b 号

³² 政令 99/2013/ND-C 号 22 条 2 項。もともと、そのような要請に基づき、模倣品の摘発が行われるケースは珍しい。基本的には、権利者からの要請に基づき行政措置や司法措置が取られることがほとんどである。

<表2 権利者が取り得る措置のメリット・デメリット>

措置内容	管轄機関	メリット	デメリット
任意による解決	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト ・迅速 	<ul style="list-style-type: none"> ・法的拘束力なし ・証拠隠滅や逃亡のおそれ
行政措置	市場管理局 科学技術監査局 人民委員会等	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト ・比較的短期 (案件受理から通常1～2ヶ月) ・手続きが比較的簡易 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則が比較的軽く、再犯率が高い ・損害賠償請求はできない
刑事措置	経済警察 裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査権限が強い ・厳罰を科され、再犯性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・高コスト ・長期化する傾向 (案件受理から通常2～3年) ・重大事件でないと、取り扱われない ・証拠の認定等の手続きが厳格
民事措置	裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・高コスト ・長期化する傾向 (案件受理から通常2～3年) ・公平な裁判が期待できない場合がある ・判決の執行が事実上困難
水際措置	税関	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト ・比較的短期 ・水際での阻止が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・差止頻度が低い ・真贋鑑定等を短期間で行う必要があり、権利者の負担が大きい

III.1 任意による解決

任意の対抗措置として最初に考えられる手段は、侵害者に対して警告書を送付し、自主的な模倣品販売の停止等を求めるものである。インターネット上の知的財産権侵害については、インターネットサービスプロバイダーに対して、ウェブページの削除等を申請する方法もある³³。これらの手段は、侵害者やインターネットサービスプロバイダーが権利者からの要請に応じる限りは、低コストで迅速な対応ができるというメリットがある。一方、侵害者が任意に応じなければ、自力救済は認められていないため、以下にあるような行政措置又は司法措置を検討する必要がある。

III.2 行政措置

知的財産権侵害に対するエンフォースメントとしては、行政措置が最も利用されている。その理由としては、手続きが簡易で、司法措置と比較して短期間で行えることが挙げられる。

(1) 処分対象となる侵害行為

行政措置の対象となる知的財産権侵害行為として、以下のものを知的財産法で規定している³⁴。

- 著作者、権利者、消費者又は社会に対して損害を及ぼす知的財産権侵害を行うこと
- 知的財産法 213 条で定める知的財産権模倣品を製造、輸入、輸送若しくは取引すること、又は他人にこれらの行為をするように委託すること
- 偽造された商標又は地理的表示を付したスタンプ、ラベル又は他の物品を製造、輸入、輸送、取引、保管する又は他人にこれらの行為をするように委託すること

³³ 詳しくは、日本貿易振興機構バンコク事務所 知的財産部「ASEAN 地域における インターネット上の模倣品対策に関する調査」(2017年3月)を参照されたい。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_201703.pdf

³⁴ 知的財産法 211 条

(2) 行政措置の内容

管轄行政機関は、知的財産権侵害行為の性質又は程度に応じて、以下の罰則を科すことができる³⁵。

- 警告
- 罰金
- 侵害品の没収又は破壊
- 営業の一時停止
- 改善措置

罰金の最高金額は、個人に対して 250,000,000 ベトナムドン（125 万円相当）である。同等の知的財産権侵害行為に対して、組織の場合は個人に対する罰金の金額の 2 倍となるため、組織に対する罰金の最高金額は 500,000,000 ベトナムドン（250 万円相当）である³⁶。

知的財産庁の統計によると、2018 年は、産業財産権侵害として 1,811 件が行政措置を受けた。当該措置に当たって総額 23,908,000,000 ベトナムドン（1 億 2,000 万円相当）の罰金が科されている（2017 年と比べ、件数は 39%減少、罰金の総額は 15%増加）。そのほとんどは商標権侵害である（件数の 97.8%、罰金総額の 99.1%を占める）。産業財産権の行政措置件数が多い主な 3 つの地域は、ホーチミン市、Lan son 省（中国に隣接した北部国境地域）、An Giang 省（カンボジアに隣接した南西国境地域）である³⁷。

³⁵ 政令 99/2013/NĐ-CP 号 3 条

³⁶ 政令 99/2013/NĐ-CP 号 2 条 1 項

³⁷ 出典：知的財産庁 2018 年報告書

<http://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/687634/Baocaothuongnien+2018+.pdf/aa49c9cf-0436-4a27-bd15-c811fa43c94c>

(3) 行政措置の執行機関

権利者は、侵害者を処分するために、下記機関のいずれかを選択することとなる。しかし、その選択の際は以下の特徴に留意する必要がある。

- 科学技術監査局
特許、意匠及び商標等の産業財産権のうち、高度な専門性が要求される複雑な事件について行政措置を行う。
- 市場管理局
市場で流通している商標や地理的表示を模倣した商品等、高度な専門性を有しない事件について行政措置を行う。
- 著作権局
著作権・著作隣接権に関する事件について行政措置を行う。
- 税関
模倣品の輸出入について行政措置を行う。
- 人民委員会
管轄地域で行政措置を行う権限を広く有している³⁸。同権限は、市場管理局など他の執行機関が行う行政措置の範囲と重複する。もともと、多くの場合、地方行政を広く監督する立場にある人民委員会が、直接、知的財産権侵害事件に対して行政措置を行うことは珍しい。人民委員会が登場する場面としてよく見られるのは、複数の機関が関与するような案件であるとき、人民委員会の委員長が、関係機関の意見を集約した上で行政措置の判断を下すという場面である³⁹。
- 不正競争行為については、複数の機関が協力して対応する。例えば、登録商標を侵害する商号は、科学技術監査局により罰金や営業の一時停止等の行政措置を受ける。その処分結果に基づき、計画投資局は、商号から侵害部分の削除・変更を申請者に要求したり、同申請者の企業登録証明書を撤回したりする。ベトナムインターネット情報センター（VNNIC）も、登録商標や地理的表示を侵害した「.vn」ドメインを停止、中止又は撤回することがある。

³⁸ 行政違反処分法 52 条 3 項

³⁹ 行政違反処分法 52 条 4 項 c 号

(4) 行政措置の手続き

行政措置の主な手続きの流れは以下の通りである⁴⁰。

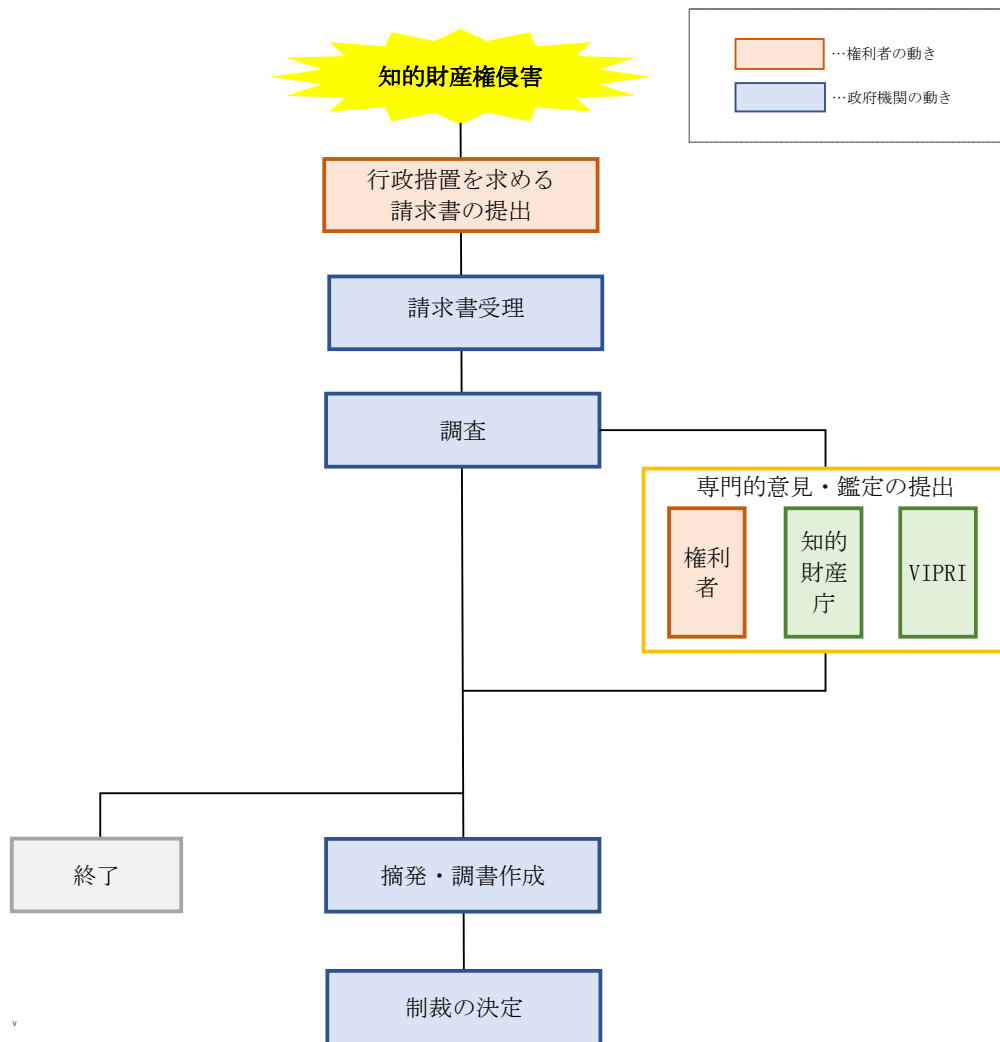
- ① 権利者は、知的財産権侵害に対する行政措置を求める請求書を執行機関へ提出する。この請求書には、自己の知的財産権を証明する権利証、侵害行為の証拠や侵害者を特定する情報等を添付する必要がある。
- ② 執行機関は、①の請求書を確認の上、不備がなければ調査を開始する。
- ③ 執行機関は、侵害の有無の調査をするため、権利者に対して鑑定書を求めたり、知的財産庁や知的財産研究所（VIPRI）に専門的な意見の提供や鑑定を求めたりすることができる。
- ④ 執行機関は、侵害行為があると確認された場合、侵害者に対して摘発を行い、調書を作成する。
- ⑤ 執行機関は、調書に基づいて、罰金等の制裁について決定する。

なお、調査中に、侵害者とされる者が、登録商標を適法に行使しているとして知的財産庁に異議を述べる場合がある。かかる当事者間の紛争に発展した場合、権利者は執行機関に対して、行政措置の継続を要求する請求書を提出する必要がある。ただし、この請求書を提出した上で、執行機関が侵害行為はなかったとの結論を出した場合、権利者は執行機関に対して、調査等に要した費用を賠償する義務を負う⁴¹。

当該手続きは、下記の図の通りである。

⁴⁰ 政令 99/2013/ND-CP 号 22 条以下

⁴¹ 政令 99/2013/ND-CP 号 27 条 1 項 b 号



< 図3 行政措置の手続き >

(5) 時効

知的財産権侵害行為に対する行政措置の時効は2年である⁴²。

時効は、侵害行為が終了した時点から起算される。現在進行中の場合は、侵害行為を発見した時点から起算される。

なお、訴訟機関から行政事件に移行する場合、訴訟機関が受理・検討に要した期間も行政措置の時効の計算に含まれる⁴³。また、個人・組織が行政措置を意図的に潜脱・妨害した場合、その行為の完了時点で時効の更新が起こる⁴⁴。

III.3 刑事措置

経済警察は、重大事件、組織的事件、又は消費者の健康・安全に関わる事件等、刑事事件として扱うのに合理的といえる事件のみを受理する。経済警察が事件を担当することとなった場合、一般的に捜査の能力や権限は行政機関よりも高いといわれている。

刑事措置は、ベトナムにおいて保護される著作権・著作隣接権、産業財産権を一定の要件もとに侵害した個人・組織に対して科される。

科される刑事罰は、刑法⁴⁵において定められる。以下は、国際協力機構（JICA）の刑法参考訳からの引用である⁴⁶。

⁴² 行政違反処分法 6 条 1 項 a 号

⁴³ 行政違反処分法 6 条 1 項 c 号

⁴⁴ 行政違反処分法 6 条 1 項 d 号

⁴⁵ 2015 年 11 月 27 日付法令第 100/2015/QH13 号、2017 年に改正された（2018 年 1 月 1 日施行）。

⁴⁶ 出典：

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_100_2015_QH13.pdf

(引用)

第 225 条 著作権、関連の権利を侵害する罪

1. 著作権、関連の権利の所有者の許可を得ず、故意に以下の行為のいずれかを行った者が、ベトナムで保護されている著作権、関連の権利を侵害し、5,000 万ドン以上 3 億ドン未満の不正利益を得るか、著作権、関連の権利の所有者に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こすか、違反した商品の価値が 1 億ドン以上 5 億ドン未満であるときは、5,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。

a) 作品、録音物、録画物をコピーした

b) 作品のコピー、録音物のコピー、録画物のコピーを大衆に配布した

2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 6 ヶ月以上 3 年以下の懲役に処す。

a) 組織的である

b) 2 回以上罪を犯した

c) 3 億ドン以上の不正利益を得た

d) 著作権、関連の権利の所有者に 5 億ドン以上の損害を引き起こした

dd) 違反した商品の価値が 5 億ドン以上である

3. 罪を犯した者は、2,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。

a) 本条第 1 項に規定する行為を行った営利法人が、この行為について行政違反処罰を受けるか、この罪で判決を受け、前科の抹消を受けておらず、さらに違反したときは、3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す

b) 本条第 2 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処すか、6 ヶ月以上 2 年以下の営業停止に処す

c) 営利法人は 1 億ドン以上 3 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止を受けることがある

(引用)

第 226 条 工業所有権を侵害する罪

1. ベトナムで保護されている商標又は地名商標に対して故意に工業所有権を侵害した者が、1 億ドン以上 3 億ドン未満の不正利益を得るか、商標又は地名商標の所有者に 2 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こすか、又は違反した商品の価値が 2 億ドン以上 5 億ドン未満であるときは、5,000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。

2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、5億ドン以上10億ドン以下の罰金又は6ヶ月以上3年以下の懲役に処す。
- a)組織的である
 - b)2回以上罪を犯した
 - c)3億ドン以上の不正利益を得た
 - d)商標又は地名商標の所有者に5億ドン以上の損害を引き起こした
 - dd)違反した商品の価値が5億ドン以上である
3. 罪を犯した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
- a)本条第1項に規定する行為を行った営利法人が、この行為について行政違反処罰を受けるか、この罪で判決を受け、前科の抹消を受けておらず、さらに違反したときは、5億ドン以上20億ドン以下の罰金に処す
 - b)本条第2項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、20億ドン以上50億ドン以下の罰金又は6ヶ月以上2年以下の営業停止に処す
 - c)営利法人は1億ドン以上5億ドン以下の罰金、1年以上3年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止を受けることがある

以上のような明確な刑事罰の規定があるにもかかわらず、刑事罰が科される事件は少数である⁴⁷。刑事措置となる場合には行政措置に比べて、重大事件であることが求められたり、検挙のために要求される証拠の量が多くなったりと、手続きが厳格になることがその一因といえる。

⁴⁷ 最高裁判所の統計では、2006年7月～2016年9月まで、人民裁判所は21件（33被告）を第一審として受理し、13件（22被告）を審理し、そのうち12件（20被告）が産業財産権侵害罪であるとした。

詳細は、日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部「ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」（2017年9月）を参照されたい。

https://www.jctro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf

III.4 民事措置

行政執行機関又は経済警察に対して、侵害行為への措置請求時又は請求後に、権利者は侵害者に対して損害賠償等を請求するために、裁判所に民事訴訟を提起することができる。しかし、知的財産権侵害事件の民事訴訟を裁判所に提訴することは珍しい⁴⁸。その主な理由としては以下があげられる。

- 裁判所における訴訟手続きが複雑で裁判が長期化すること
- ベトナムでは知的財産の専門的な裁判所が存在せず、裁判官の知的財産に関する専門的な知識又は経験が不足していること
- 判例の公開も極めて限定的で判決の予測が難しいため、必ずしも公平妥当な判決を期待できないこと
- 仮に勝訴判決を得ても、ベトナムの民事執行が適正になされるか確証がなく、かつ仮に民事執行を行っても侵害者に十分な資力がなく資金回収できない可能性があること

民事裁判において、権利者が侵害者に対して主張できる主な請求は以下の通りである⁴⁹。

- 権利者に対する知的財産権侵害行為の停止
- 名誉毀損の是正及び謝罪広告
- 民事上の義務の遂行
- 損害賠償
- 模倣品の製造・販売に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄・非商業目的での頒布又は使用に限定すること

⁴⁸ 最高人民裁判所の統計では、2006年7月1日から2016年9月30日まで、人民裁判所は、第一審の手続きに従い知的財産案件168件を受理した（そのうち、著作権に関するものは158件、産業財産権に関するものは10件である）。また、知的財産に関する継続案件235件のうち200件を解決し、知的財産に関する行政事件の24件を解決した（出典：科学技術監査局の知的財産法10年間の執行に関する報告書（2016年））。

⁴⁹ 知的財産法202条

損害賠償請求を裁判所に認めてもらうためには、権利者（原告）は損害が発生したことを証明する義務を負う。原告が損害額を立証できなかった場合又は裁判所により当該立証が認められなかった場合、裁判所は裁量で最高 500,000,000 ベトナムドン（250 万円相当）の損害賠償額を決定することができる。権利者は、50,000,000 ベトナムドンを超えない範囲で、精神損害も請求することができる⁵⁰。

訴訟提起時又は提起後、権利者は、以下の場合に、差し押さえ・所有権移転の禁止等の暫定的措置を講じるよう裁判所に対して請求することができる⁵¹。

- 権利者が回復不能な損害を受けるおそれがある場合
- 知的財産権に対する侵害の疑いのある商品及び関係する証拠について、それらが適時に保護されなければ商品・証拠が散乱又は廃棄されるおそれがある場合

暫定的措置が認められるために、原告は、保証金として当該商品の価値の 20%に相当する金員又は価値が確定されない場合は最低 20,000,000 ベトナムドン（10 万円相当）を納付する必要がある⁵²。

なお、知的財産権に関する紛争の被告とされた個人・組織が、裁判所の判決で、侵害行為を行っていないと判断された場合、裁判所は、原告に対して、被告側の合理的な弁護士費用を支払うよう命じることができる⁵³。

⁵⁰ 知的財産法 205 条

⁵¹ 知的財産法 206 条

⁵² 知的財産法 208 条

⁵³ 経営保険法を改正する法令第 42/2019/QH14 号 198 条

III.5 水際措置

権利者は、水際措置として、税関に対して模倣品の輸出入⁵⁴の停止を求めることができる⁵⁵。税関は、権利者からの申し立てがなくとも、職権により、模倣品を差し止めることが可能であるが⁵⁶、実態としてそのような差し止め例は少ない。

以下では、権利者からの申し立てによる水際措置の主な手続きの流れについて説明する⁵⁷。

- ① 権利者は、知的財産権侵害の疑いのある商品の差し止めのために、税関に対して登録申請書を提出する。税関が、当該登録申請に基づいて知的財産権や真贋判定ポイントを登録する。登録期間は申請受理から2年間とし、権利者からの要請で更に2年間延長できるが、対象知的財産権の保護される期間を超えることはできない。
- ② 税関は、知的財産権侵害の疑いのある製品を発見した場合、権利者に対してこれを通知する。
- ③ 通知を受けた権利者は、通知受領から3営業日以内に、真贋判定を行い、侵害品であれば差止申請書を税関に提出するとともに、該当品の価額の20%か、該当品の価額が不明である場合は2,000万ベトナムドン（10万円相当）の供託金又は銀行保証を預託しなければならない。
- ④ 税関は、③の差止申請書受理から10日間、侵害の疑いのある商品の通関を停止する（必要に応じてさらに10日間延長できる場合あり）。この間に、権利者が民事訴訟を提起するか又は税関が行政措置を実施する決定をしなければ、該当品は期日の経過後に通関が許される。なお、税関が、刑事事件相当である、又はその兆候があると判断した場合、その案件は関係する書類・証拠とともに経済警察に移送される⁵⁸。
- ⑤ 税関は、通関停止決定日から30日以内に、荷主、輸出者、荷受人、又は輸入者の氏名と住所に関する情報、商品の説明、数量、原産国（判明している場合）を権利者に開示しなければならない。

当該手続きは、下記の図の通りである。

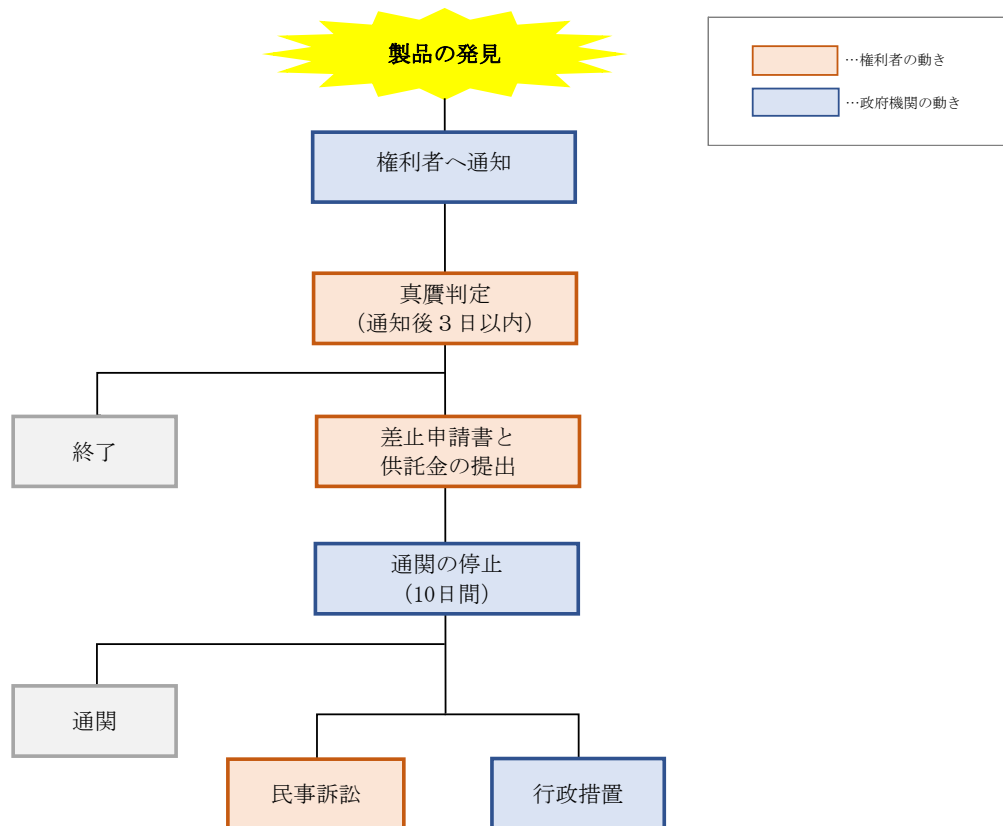
⁵⁴ トランジットの品については、知的財産権侵害に基づく差し止めの対象外とされている（税関法73条3項）。

⁵⁵ 知的財産法216条以下

⁵⁶ 通達13/2015/TT-BTC号14条2項b号

⁵⁷ 知的財産法218条3項、税関法73条、政令105/2006/ND-CP号34条等

⁵⁸ 行政違反処分法62条



<図4 水際措置の手続き>

III.6 知的財産権侵害行為に対する専門的な意見の提供、鑑定

行政措置等の実施において、知的財産庁による専門的な意見の提供や知的財産研究所（VIPRI）による鑑定が求められる場合がある。主な違いは下記の表の通りである。

<表 3 知的財産庁専門的な意見と VIPRI 鑑定の比較>

	知的財産庁	VIPRI
実施内容	専門的な意見の提供	鑑定
対象権利	産業財産権	著作権含む すべての知的財産権
行政機関/裁判所からの 要請による鑑定	○	○
権利者からの鑑定依頼	×	○
法的拘束力	×	×

(1) 知的財産庁による専門的な意見の提供

知的財産庁は、主に執行機関の産業財産権侵害行為の処分のために専門的な意見を
提供する。統計資料によると、2006年6月～2018年12月にかけて、知的財産庁は
2,141件の専門的な意見を提供した。その内訳は下記の表の通りである⁵⁹。

＜表4 知的財産庁が提供している専門的な意見＞

年	特許	実用新案	商標	意匠	不正競争	地理的 表示
2006-10	37	1	392	585	5	2
2011	1	0	105	45	0	0
2012	3	0	82	27	0	0
2013	2	1	115	8	0	0
2014	6	2	101	4	0	0
2015	5	1	158	10	0	0
2016	4	2	146	9	0	0
2017	4	0	120	8	0	0
2018	6	1	136	7	0	0
総計	68	8	1355	703	5	2

VIPRI の鑑定及び知的財産庁の専門的な意見について問題点は多い。

執行機関が知的財産権侵害に対する処分の要請を受理しても、知的財産に関する専門知識が不足していることが多く、知的財産庁の専門的な意見又はVIPRIの鑑定の結果を重視する傾向がある。しかしながら、上述の通り、VIPRIの鑑定及び知的財産庁の専門的な意見の件数は少なく、人員不足等により執行機関からの需要に応えられていないといえる。

また、知的財産庁は権利登録機関であり、VIPRIの鑑定員も元知的財産庁の商標・特許の審査官であることが多いため、その鑑定の客観性が疑われる場面も少なくない。加えて、同一の事件に対してVIPRIの鑑定結果と知的財産庁による専門的な意見が矛盾する場合もある。

⁵⁹ 出典：科学技術監査局の知的財産法の10年間施行に関する報告書及び知的財産庁の2017年、2018年報告書

(2) VIPRI による鑑定

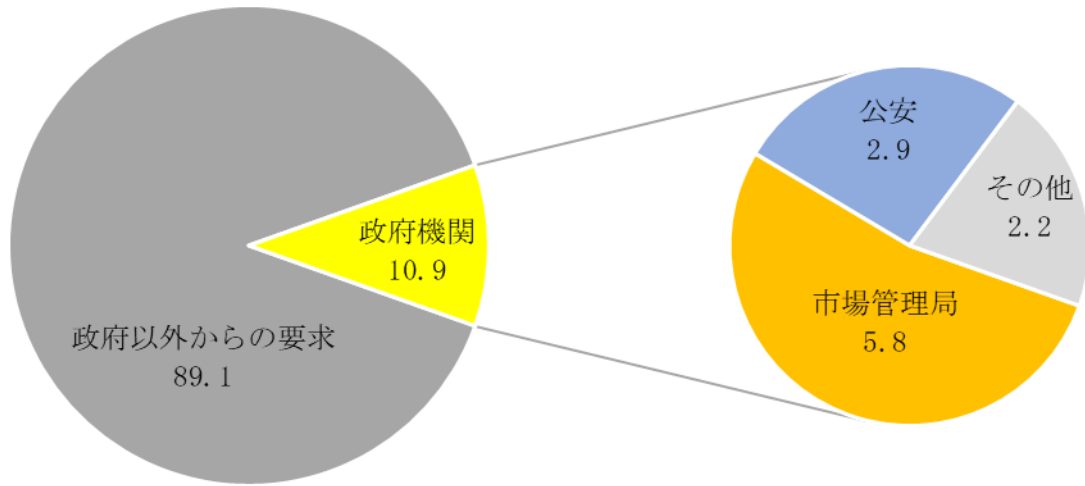
VIPRI は、知的財産法に基づき、知的財産権侵害事件に係る鑑定を行う専門機関である⁶⁰ (II.2 章参照)。その対象権利は、著作権を含むすべての知的財産権である。権利者からの要請で鑑定を行う場合もある点が、知的財産庁による専門的な意見の提供とは異なる点である。ただし、VIPRI の鑑定についても、法的拘束力は認められていない。

VIPRI の報告によると⁶¹、2009 年 9 月から 2016 年 12 月まで、政府機関、個人・組織のために 3,829 件の鑑定を行った。そのうち、政府機関からの要請に基づく鑑定は 416 件 (10.8%) である。具体的には、5.8%は市場管理局から、2.9%は公安から、2.2%はその他政府機関 (科学技術監査局、税関、人民裁判所等) からである。鑑定要求の多くは知的財産権侵害行為に対する処分 (85%) 及び商標模倣品に対する処分 (5%) を目的とするものである (下記図参照)。

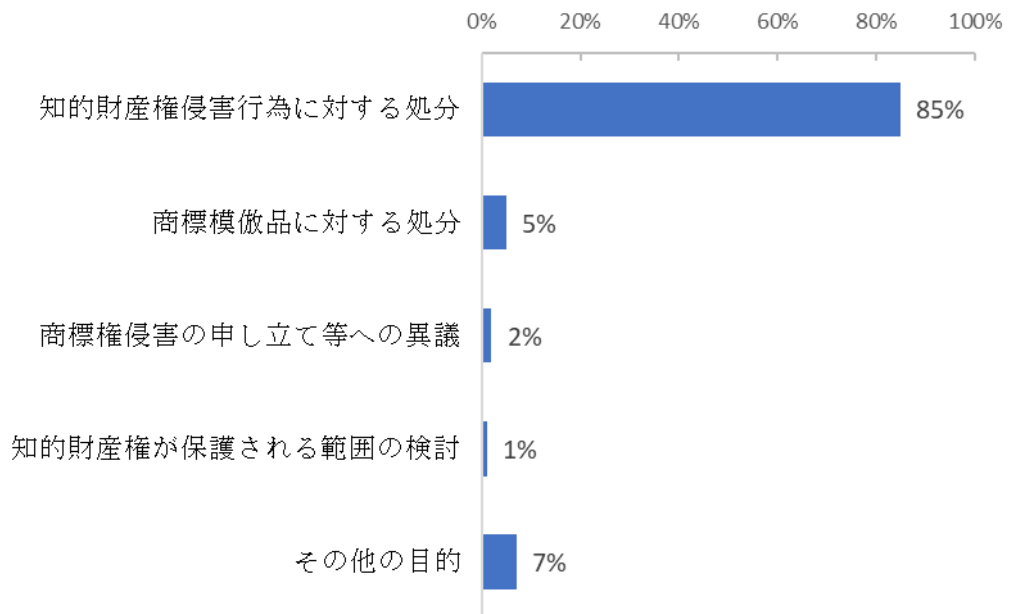
⁶⁰ 知的財産法 201 条。本報告書作成時点で、産業財産権に関する鑑定活動を行うことが国から許可されているのは知的財産研究所 (VIPRI) のみである。

⁶¹ 出典: VietNamhoinhap 「国際化のための知的財産活動効果の改善」(2019 年 1 月 4 日)
<https://vietnamhoinhap.vn/article/nang-cao-hieu-qua-hoat-dong-so-huu-tri-tue-de-hoi-nhap-quoc-te---n-1-6347>

<図5 鑑定の要請者>



<図6 鑑定の目的>



IV ベトナムにおける模倣品の実態

IV.1 模倣品の概況

模倣品の世界的な拡散は問題となっており、ASEAN 諸国もその例外ではない。ベトナムにおいても多数の模倣品が発見されているのが現状である。

ベトナムにおいて、模倣品の全体像やその経済に及ぼす影響についての調査結果等は特に公表されていないが、摘発件数等は一部公開されているためご紹介する。もっとも、多くの模倣品が摘発されることなく流通しているのが現状であり、摘発件数のみでは模倣品流通の実態数は分からないことには留意されたい。

科学技術省の報告書によると、2006年から2016年まで、市場管理局が行った模倣品・知的財産権侵害品の摘発件数の統計は下記の表の通りである。

<表5 市場管理局による模倣品・知的財産権侵害品に対する行政措置の結果>
(2006年～2016年)

年	摘発件数 ⁶²	罰金 (単位：1,000 ベトナムドン)
2006	12,885	62,733,984
2007	15,323	65,967,544
2008	17,385	22,012,480
2009	11,978	25,596,271
2010	10,472	44,472,340
2011	12,910	35,808,874
2012	13,101	53,833,971
2013	14,008	62,016,716
2014	17,396	57,612,006
2015	25,123	68,385,621
2016	29,276	93,280,238

⁶² 処分の件数は模倣品と知的財産権侵害品を含めたもの。模倣品と知的財産権侵害品の区別についてはI章を参照されたい。

市場管理総局も摘発件数を公表している。同公表によると、2017年1月～2018年9月までの期間に、商標又は地理的表示を模倣した行為が6,154件、商品の表示又は包装を模倣した行為が690件、知的財産権を侵害した行為が1,064件、商品の表示についての知的財産権侵害行為が26,367件摘発された⁶³。2019年1月～10月には、模倣品・知的財産権侵害品6,597件が摘発され、罰金の総額は190億ベトナムドンに達した⁶⁴。これは、ベトナム全国規模で行われた2019年模倣品・粗悪品集中取締キャンペーンの成果であるとされる。

＜ハノイ市で開催された2019年ベトナムにおける
模倣品の実態・危機・対策セミナーの様子＞



⁶³ 2018年10月19日にハノイ市で開催された「ベトナムにおける模倣品の実態・危機・対策」というセミナーにて発表された、市場管理総局の報告による。
<https://moit.gov.vn/tin-chi-tiet/-/chi-tiet/hoi-thao-thuc-trang-hang-gia-hang-nhai-tai-viet-nam-nguy-co-tha-ch-thuc-va-giai-phap--13198-22.html>

⁶⁴ 2019年11月26日にハノイ市で開催された「ベトナムにおける模倣品の実態・危機・対策」というセミナーにて発表された、市場管理総局の報告による。

産業財産権の侵害行為を処分する権限を有する科学技術監査局は、2006年7月から2016年6月までの期間に行政措置を受けた産業財産権の侵害行為の件数を下記の表の通り公表した⁶⁵。

＜表6 科学技術監査局が産業財産権侵害行為に対し行政措置を行った件数＞
(2006年7月～2016年6月)

年	件数	罰金 (単位：1,000ベトナムドン)
2006	10	82,000
2007	5	214,000
2008	11	580,000
2009	45	596,000
2010	16	383,000
2011	36	423
2012	18	749
2013	26	669
2014	42	1,652
2015	32	952
2016	28	1,400
合計	269	7,700

⁶⁵ 出典：科学技術省「知的財産法の施行に関する報告書」（2016年）

IV.2 模倣品の流通の実態

模倣品は流通するまでに、製造、調達、組み立て、包装、運送、販売と多数の段階を経ている。

2019年11月26日にハノイ市で開催された「ベトナムにおける模倣品の実態・危機・対策」セミナーで⁶⁶、市場管理総局の副局長 Nguyen Tien Dat 氏は、模倣品業者の手口はますます巧妙化している旨の発言をした。また、執行機関からの摘発を逃れるための手口として、以下の例を挙げた。

- 原材料や部品を調達する者、模倣した包装や表示を製造する者等、細かく分業化している。
- 執行機関が発見できないように、模倣品の製造場所と組み立て場所を分ける。特に組み立ての最終工程作業（ラベルの貼付等）は、模倣品製造を決定づける現場となることから、最も執行機関の調査が及びづらい場所にする。
- 顧客からの注文を受けて、注文された数量のみ有名ブランドの表示を貼付し、模倣品の在庫は置かないようにする。

(1) 模倣品の製造

(a) 市場調査

人気のある商品やコストパフォーマンスがよい商品は、模倣品業者の格好のターゲットとなる。模倣品業者は、消費者の嗜好、市場のニーズ、原材料や製造機械の調達方法、輸送方法、管轄執行機関の摘発状況等について慎重に調査する。

(b) 従業員の選定

ベトナムの模倣品業者は、親族で経営していることが多い。従業員を雇用する場合も、自分たちが執行機関に摘発されないよう、親族の住む地域とは別の地域から採用する、商品に関する情報をできる限り把握させない、他の従業員の業務内容を知らせない等、秘密管理を徹底している。

⁶⁶ 出典：DAIBIEUNHANDAN「模倣品の市場への侵入」（2019年11月27日）
http://daibieunhandan.vn/ONA_BDT/NewsPrint.aspx?newsId=430090

(c) 製造・保管場所の選定

以下の場所が模倣品の製造・保管場所になることが多い。

- 工芸村
ベトナム北部によく見られる伝統的な村で、ある特定の種類の商品を村全体で製造している村である。ハノイ市近隣における工芸村は 323 箇所にも及ぶ。ベトナムの伝統工芸品を製造している村も多く、バッチャン焼きを製造する Bat Trang 村やシルク製品を製造する Ha Dong 村が有名である。
- 工業団地
ベトナムでは各地に工業団地があり⁶⁷、多くの外資系企業が工場等の製造拠点を置いている。真正品を製造する企業に混じって、模倣品業者や真正品と模倣品を同時に製造する業者も一定数いる。工業団地内では、製造活動の場所を隠匿しやすいこと、工業団地内の他の工場等から原材料や部品を調達しやすいことがその理由と言われる。模倣品は「工場の副産物」と呼ばれ、真正品と混ぜて出荷される。
- 政府機関所有の空き倉庫
政府機関が、国から土地使用権⁶⁸を付与され、施設や倉庫を建設することがある。しかし、建設した倉庫等を使用しなくなり民間業者に貸し出すことがある。これらの場所は、政府機関所有のものであるため一般的に執行機関による捜査の手が伸びづらく、模倣品の製造・保管には理想的な場所の一つといえる。特に厳しい審査もなく貸し出しが許可されることもあり、模倣品製造拠点として利用されることも多い。
- 住居
執行機関の摘発を回避するために使用されることが多い。行政措置を目的として個人の住居内を調査するためには、県級の人民員委員会委員長の決定が必要であり⁶⁹、当該決定を取得するためには調査の必要性等を精査されるため、ハードルは高いとされている。

(d) 原材料、製造機材の調達

⁶⁷ 詳しくは、日本貿易振興機構ホーチミン事務所「ベトナム・ホーチミン市近郊工業団地データ集」（2019年3月）を参照されたい。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/02/0b0a510cc11c4f6c.html>

⁶⁸ 社会主義国であるベトナムにおいて、土地は全人民のものとして所有は認められておらず、土地の利用は土地使用権に基づいて行われる。

⁶⁹ 行政違反処分法 123 条

模倣品の原材料、製造機材の調達は以下の通り行われる。

- ベトナム国外からの調達
模倣品の原材料の多くはベトナム国外、特に中国から輸入される。包装や表示も別途注文することが可能である。製造ライン全体を輸入する場合もある。
- 正規メーカーからの横流し
真正品の製造に必要な技術、原材料、製造機材を調べ、正規メーカーの従業員からの横流しにより原材料や製造機材を調達する場合もある。

(e) 製造、組み立て

ベトナムにおける模倣品業者は小規模であることが多く、大量の模倣品が注文された場合は、模倣品業者が連携して製造を進めることがある。

工芸村における模倣品の製造は増加傾向にある。理由としては、村内のネットワークが強く情報共有が早いため、摘発の動きがあると証拠の隠滅等を村全体で行えること、模倣品製造が村の働き口となっている現状から、執行機関が村全体に関わるような大規模摘発は躊躇する傾向にあること等が挙げられる。

(2) 模倣品の運送

執行機関による検査を掻い潜る必要があるため、模倣品業者は慎重に注意を払い、様々な模倣品隠匿の手口を用いている。ここでは、流通経路と模倣品の運送に用いられる主な手口を紹介する。

(a) 国外からベトナムへの流通

- 海路
密輸品は大型船で輸送されるが、ベトナムの領海に入るとき、沿岸警備隊、国境警備隊、税関等の執行機関に発見されないよう、小型の船舶・漁船に移し替えられて海岸まで輸送される。
- 陸路
密輸品は、Mong Cai 県や Lang Son 省等の北部の中国との国境地域⁷⁰、中部の Quang Tri 省の Lao Ba 等中部のラオスとの国境地域、又は An Giang 省、Tay Ninh 省、Long An 省をはじめとした西南部のカンボジアとの国境地域を経由して輸入される。輸送手段は自動車、バイクなど小規模で行われることが多い。典型的な密輸の手口は、真正品と模倣品を混合させてベトナム国内市場に密輸することである。また、第三国へ輸送すると申告しながら一部をベトナム国内に密輸すること、再輸出のために一時的に輸入すると税関に申告した上で保税地域の免税店で販売することもある。
- 航空路
酒類、タバコ等小規模で高価な模倣品は機内持込手荷物として輸送される。

⁷⁰ 詳しくは、日本貿易振興機構広州事務所知識産権部「中越国境における中国からベトナムへの模倣品流通実態調査」（2016年3月）を参照されたい。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/BorderCHVNRp_damage_surveyCounterfeit201603rv.pdf

【中国から】

・ 国境隣接地点

- ①Mong Cai (Quang Ninh 省)
- ②Huu Nghi (Lang Son 省)
- ③Ha Khau (Lao Cai 省)

・ ホーチミン市 (Cat Lai、Cai Mep)、ハイフォン市、ダナン市における主要な港湾

・ Song Than 駅 (Binh Duong 省) を通過する南北統一鉄道

【ラオスから】

・ 国境隣接地点

- ④Tay Trang (Dien Bien 省)
- ⑤Na Meo (Thanh Hoa 省)
- ⑥Nam Can (Nghe An 省)
- ⑦Cau Treo (Ha Tinh 省)
- ⑧Cha Lo (Quang Binh 省)
- ⑨Lao Bao (Quang Tri 省)
- ⑩Bo Y (Kon Tum 省)

【カンボジアから】

・ 国境隣接地点

- ⑪Moc Bai (Tay Ninh 省)
- ⑫Vinh Xuong (An Giang 省)
- ⑬Xia (Kien Giang 省)

【その他 ASEAN 諸国から】

その他 ASEAN 諸国から由来した模倣品の大部分は水路を通じてベトナムに輸入される。



※①～⑬：主な国境隣接地点

※ラオス、カンボジアから模倣品が流入する場合、その模倣品はタイで製造された物であることが多い。

(b) 国内での運送

- 模倣品に商標の表示やラベルを貼付せずに運送すること
ラベルの貼付前の模倣品とラベルが別々のトラックで運送されることもある。執行機関に検査されても、ラベル貼付前であれば、加工前の部品やノーブランド品であると申告して検査を通過することができるからである。
- 模倣品を小口輸送すること
仮に執行機関に検査されても、小規模で相当する価値も低い模倣品であれば、軽い罰金が科されるのみで、刑事責任を追及されないからである。

(3) 模倣品の消費

模倣品は、模倣品業者が不当な利益を得るために誕生した。しかしながら、模倣品市場の発展は、消費者の需要に支えられているといえる。消費者は、模倣品と真正品を区別する十分な情報及び知識を有するわけではなく、誤って模倣品を購入することがある。また、真正品に比べて廉価である模倣品を妥協して購入するという消費者心理が働くこともある。

(a) 模倣品市場の特徴

模倣品の流通が多い地域は、国境地域及びハノイ市、ホーチミン市、ハイフォン市をはじめとする大都市である。

真正品の消費需要が高まる時や販売数量が限定されている時には、模倣品が増加する傾向にある。例えば、食品のような生活必需品は、祝日や旧正月に多数消費される傾向にあり、模倣品も同時期に流通量が増加する。また近年、農業用肥料やセメント、鉄鋼、医薬品が不足している時期には、これらを補うかのように模倣品が多数流通したこともあった。

各地域における模倣品の流通は、その地域の消費習慣の影響を受ける。例えば、都市部であれば嗜好品の模倣品が多く流通するが、農村部では、日用品や農業用の駆虫薬、化学肥料の模倣品が流通する。

(b) 模倣品の消費経路

模倣品が市場に流通する経路として、主に以下の手口がある。

- 正規品への混入
模倣品業者は正規メーカーの従業員と連携して、模倣品を真正品の流通ルートに紛れ込ませることがある。この手口は、医薬品、農業化学肥料、電気製品・家電製品の分野でよく用いられる。
- 小規模店舗による販売
模倣品は多くの個人経営店や小売り・卸売りの市場で販売されている。執行機関による摘発を回避するために、通常、売主は1~2つのサンプル品を店頭に表示して、客から注文が入ると倉庫から模倣品を出すという販売方法をしていることが多い。差し押さえられた模倣品の数量や金額に応じて罰金の額が決まるからである。
通常、模倣品は真正品の価格の20~30%程度であるが、消費者が模倣品であることを認識していない場合は、真正品と同様の価格で販売されることがある。
- インターネット上での販売
最近ではインターネットを通じて模倣品が販売されることも急増している。オンラインショッピングモールへの出店、独立サイトでの販売、SNSを通じた販売等様々な手口がある。売主の氏名や住所は偽りであることが多く、執行機関による摘発の障害となっている。

(c) 大都市における模倣品市場の現状

<p>ハノイ市</p> <p>ハノイ市はベトナム有数の模倣品製造・販売拠点である。模倣品は主に工芸村から供給され、ハノイ市の倉庫に保管され、小分けにしてハノイ市及び各地へ輸送される。</p>	
<p>Ninh Hiep 市場 (Gia Lam 県、ハノイ市)</p> <p>北部で最も大きな衣服販売市場であり、主に中国から輸入される生地、オーダーメイド用の材料が販売される。洋服に貼り付けられる偽造タグ・ラベルも多数販売されている。</p>	
<p>以下のエリアでも模倣品が見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Dong Xuan 市場 ● Hoan Kiem 区の商店街 (日常品) ● Phung Khac Khoan 市場 (織物、衣服) ● Hai Ba Trung 通り (電気製品) ● Phung Hung 通り (家電製品) ● Hang Chao 通り (機械) 	 
<p>模倣品製造が疑われる工芸村は以下の通りである。</p>	
<p>Tho Tang 市社</p>	<p>< Tho Tang 市社で</p>

<p>(Vinh Tuong 県、Vinh Phuc 省)</p> <p>古くから、低級品から高級品まで模倣品が広く製造される模倣品天国と呼ばれている。部品、原材料は主に中国から輸入し、包装・ラベルを貼り付けて、国内各地に配送される。</p>	<p>販売されている模倣品の外箱></p> 
<p>Dinh Xuyen 工芸村 (Gia Lam 県、ハノイ市)</p> <p>模倣品の調味料、食器洗剤、歯磨き粉、シャンプー等を製造する工芸村である。</p>	<p><Dinh Xuyen 工芸村で製造された模倣品></p> 
<p>Duong Lieu-La Phu 工芸村 (Hoai Duc 県、ハノイ市)</p> <p>模倣菓子製品が製造されている。単価は安く、加工数量によって価格が変化する。</p>	<p><輸送前の模倣菓子製品></p> 

Trat Cau 工芸村

(Thuong Tin 県、ハノイ市)

毛布、マットレス、枕等のリネン製品を製造・販売する村であり、模倣品が製造されている。

<路頭で販売されるリネン製品>



Thao Noi、Thao Ngoai 工芸村

(Son Ha 村、Phu Xuyen 県)

高級アパレルブランドの模倣品が多い。

<高級ブランドの模倣バッグ>



<p>ホーチミン市</p> <p>ホーチミン市はベトナムにおける最大の経済中心地である。 模倣品の販売場所も多く、大手のショッピングモール内でも、真正品に混じって模倣品が販売されている。</p>	
<p>Ben Thanh 市場 (Le Loi 通り、Ben Thanh 地区、1 区)</p> <p>観光地としても有名であり、多くのアパレルブランドの模倣品が販売されている。</p>	
<p>Pham Van Hai 市場 (128 Pham Van Hai 通り、3 地区、Tan Binh 区)</p> <p>衣料品の販売を中心とした市場である。</p>	
<p>Binh Tay 市場 (57A Thap Muoi 通り、6 区)</p> <p>衣料品の販売を中心とした市場である。</p>	

<p>Saigon Square 1 (81 Nam Ky Khoi Nghia、Ben Nghe 地区、1 区)</p> <p>ホーチミン最大のショッピングセンターといわれ、衣料品、バッグ、眼鏡、靴等が販売されている。</p>	
<p>Lucky Plaza ショッピングセンター (69 Dong Khoi、Ben Nghe 地区、1 区)</p> <p>大きなショッピングセンターで、衣料品、バッグ、財布、靴等が販売されている。</p>	
<p>ロシアンマーケット (328 Vo Van Kiet、Co Giang 地区、1 区)</p> <p>衣料品の卸売りと小売りの両方が行われている。</p>	
<p>以下のエリアでも模倣品が見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Tan Binh 区 Cach Mang Thang Tam 通り、Truong Chinh 通り、Tan Binh 通り、Cong Hoa 通り ● Tan Phu 区 Truong Vinh Ky 通り、Go Dau 通り、Tan Son Nhi 通り、Doc Lap 通り ● Go Vap 区 Quang Trung 通り、Nguyen Oanh 通り ● 5 区 Kim Bien 市場、An Dong 市場 ● Binh Thanh 区 Ba Chieu 市場 	

ダナン市

ダナン市は中部の経済中心地である。鉄道、水路、国道及び国際空港（ダナン国際空港）を有し、中部地域全体のハブとして位置づけられている。

そのため、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマー等との交易の重要な拠点となっている。

Con 市場

(318 Ong Ich Khiem 通り、Hai Chau 区)

ダナンの中心部に位置する。

主要な商品は化粧品、衣服、靴、女性用下着、バッグ等である。観光客が多数訪れる。



Han 市場

(119 Tran Phu、Hai Chau 1 地区)

当該市場は Han 川の Cau Quay 橋と近く、Hung Vuong 通り、Tran Phu 通り、Tran Hung Dao 通り、Bach Dang 通りと接している。

販売される主要な商品は化粧品、衣服、靴、各種の女性用下着、バッグ等である。



Dong Da 市場

(42 Luong Ngoc Quyen、Hai Chau 区)

販売される主要な商品は化粧品、靴、女性用下着、バッグ等である。



以下のエリアでも模倣品が見られる。	

- Moi 市場 (Hai Chau 区)
- Hoa Khanh 市場 (Lien Chieu 区)
- Bac My An 市場 (Ngu Hanh Son 区)
- Hung Vuong 通り
- Ngo Gia Tu 通り
- Le Duan 通り
- Ong Ich Khiem 通り
- Trieu Nu Vuong 通り

フエ市

フエ市は、中部の経済に重要な役割を果たしてきた歴史的都市である。

模倣品の小売市場は主に低所得者層を対象としている。近隣地域へ輸送する中継地点でもある。

模倣品の販売が見られる場所としては、Dong Ba 市場、An Cuu 市場、Hung Vuong 通り、Ben Nghe 通り、Tran Hung Dao 通り、Mai Thuc Loan 通り等がある。

Dong Ba 市場

(Phu Hoa 区、Tran Hung Dao 通り 2 号)



An Cuu 市場

(Phu Hoi 区、Hung Vuong 通り 79 号)



カントー市

カントー市はベトナム西南部の地方都市である。

模倣品の大部分は飼料、植物保護薬、肥料等である。Thot Not 市場、O Mon 市場、Thoi Lai 市場をはじめとした農業資材販売の市場で販売される。

市内では、有名な高級アパレルブランドを模倣した衣服・靴等が、Tay Do 夜市、Ninh Kieu 夜市、ショッピングモール等で販売されている。

O Mon 市場

(O Mon 区、Nguyen Trung Truc 通り)



Thot Not 市場

(Thot Not 区)



ハイフォン市

ハイフォン市は、ホーチミン市、ハノイ市に次ぐ人口を有する、ベトナムの大都市である。また、ハイフォンは港湾都市であるため、ベトナム国外から輸入した模倣品や国内で製造した模倣品を取り扱うには利便性が高い。

文房具やパソコンの模倣品は、Phan Boi Chau 通り及び Hoang Van Thu 通りや Sat 市場、Tam Bac 市場等、市内の多くの市場で販売される。

工業製品の模倣品は Pham Hong Thai 通りで、模倣化粧品は Luong Khanh Thien 通りの Ga 市場で販売される。

衣料品は Nguyen Huu Canh 通り、Quang Trung 通りに集中する。

Cho Sat 市場

(Hong Bang 区、Pham Hong Thai 地区、Quang Trung 通り)



Tam Bac 市場

(Hong Bang 区 Phan Boi Chau、Hoang Ngan 通り 4 号)



(4) オンラインでの模倣品販売の現状

商工省電子商取引・デジタル経済局（iDEA）の Dang Hoang Hai 局長は、ベトナムにおける電子商取引の規模は2020年に150億米ドルに達し、前年よりも急速に拡大していけると予測している。2019年の統計によれば、ベトナム人の57%がSNSのアカウントを有し、インターネット使用者のうち67%がオンラインでの購入経験がある⁷¹。

このような電子商取引の普及とともに、オンライン上でも不正な商取引や模倣品販売等が盛んになり、深刻な問題となっている。大規模なECサイト（Lazada、Sendo、Shopee等）でも多くの模倣品が販売されているのが現状であり、独立サイトも無数にある。更に、Zalo等SNSを経由した模倣品販売も流行している。ウェブサイト及びSNSでは複数のアカウントを持ったり、簡単に登録を削除したりできるため、摘発は難しい。

iDEAの統計によると、2018年に商標権を侵害したことでECサイトから削除された商品は合計35,943点であり、停止されたアカウント・店舗の数は3,126件であった。2019年1～4月の間に、商工省は、ECサイト側に約600件の店舗・ウェブサイトが販売する3,750点の模倣品・出所不明品を削除するよう要請した。2019年4月18日、商工省はサイバーセキュリティ局、公安省ハイテク犯罪防止局、ホーチミン市公安と連携して、menshop79.com及びmenshopfashion.comというECサイト内の5店舗及びその倉庫を捜索し、Gucci、Louis Vuitton、Hermers、Versace、Burberry等の模倣品2000点を差し押さえた⁷²。

⁷¹ 出典：Taichinh 「2020年ベトナム電子商取引市場の展望」（2019年3月11日）
<http://tapchitaichinh.vn/tai-chinh-kinh-doanh/quy-mo-thuong-mai-dien-tu-viet-nam-nam-2020-co-the-dat-moc-15-ty-usd-303899.html>

⁷² 出典：CAFEF 「ECサイトから数千の模倣品の削除」（2019年6月16日）
<http://cafef.vn/go-bo-hang-nghin-hang-gia-hang-nhai-tren-cac-web-ban-hang-online-2019061617081064.chn>

IV.3 模倣品が多い分野・製品

模倣品は、田舎の市場から大都市に至るまで様々な市場で見られる。模倣品の流通が多い地域は、国境地域及びハノイ市、ホーチミン市、ハイフォン市をはじめとする大都市である。近年、模倣された主な商品は、電気製品・家電製品、衣服、バイク及び自動車の部品等である。

模倣品の価格は真正品と比べると比較的廉価で販売されることが多い。真正品との識別が難しい場合もあり、詳しい知識を持ち合わせているわけではない消費者による誤った購入も見受けられる。

以下、製品種類ごとの特徴を説明する。

(1) 電気製品・家電製品

(a) 概要・特徴

電気製品・家電製品は日常生活に不可欠なものであるがゆえに、多くの模倣品が流通している。模倣電気製品・家電製品は真正品よりも質が劣り、商品そのものに損害を及ぼす可能性があるのみならず、高温又は燃焼による火災を原因とした大事故を引き起こす危険性まである。

家電製品の市場において、ベトナム国外の有名ブランドを模倣したデジタルカメラ、スマートフォン、電子炊飯器、オーブン、電気コンロ、洗濯機、エアコン、瞬間湯沸かし器等が販売されている。電池、充電器、ケーブル等の電気製品の部品やコンセント、開閉器、遮断器、ブレーカ等の模倣品も多い。

例として、以下のリチウム電池の模倣品がある⁷³。包装の色が異なる点や、模倣品には製造工場のコードが付されていない点で識別することができる。もっとも、店頭で消費者が購入する場合、一見して模倣品と真正品を区別できない場合もある。

<リチウム電池の模倣品>



(b) 流通経路

模倣電気製品・家電製品の部品は、中国・タイから陸路や海路を通じて輸入されることが多い。詳しくはIV.2章を参照されたい。

販売場所としては、以下のような大都市の電気製品・家電製品の専門店が並ぶ通りで流通することが多い。

- ハノイ市
Phung Hung、Nguyen Huu Bang、Pho Hue 等の通り
- ホーチミン市
Kim Bien 市場、Binh Tay 市場、Lon 市場、Cho Lon 電気製品・家具専門スーパーマーケット等の卸売市場

(c) 事例

⁷³ 出典：Pham&Associate 撮影

【事例：電気炊飯器の模倣品⁷⁴】

韓国の大手炊飯器メーカーCuckoo の模倣品に対して注意喚起するウェブページによれば、Cuckoo 真正品の電気炊飯器（2 リットル）と模倣品の違いは以下の点である。

- 真正品の商品コードは CR1122 と CR1032 である一方、模倣品の商品コードは CR1713 であり、真正品と異なる。
- 真正品の箱と内釜には「10cups」との表示があるが、模倣品は箱には「17Cups」と表示する一方で内釜には「10CUP」と記載されており、包装の表示と内釜の記載が異なる。
- 品質の面においても、真正品の内釜は米が付着しないよう滑らかな表面をしているが、模倣品の内釜はざらざらしており品質は劣る。
- 模倣品の外観は、真正品に比べて粗雑な外観をしている。

<炊飯器の模倣品>



⁷⁴ 出典：CUCKOO ホームページ（2019年7月5日）

<https://cuckooshop.vn/gia-dinh-nhan-biet-noi-com-dien-cuckoo-that-va-gia.html>

(2) 医薬品

(a) 概要・特徴

模倣医薬品には、含有成分が医薬品の表示されている成分より少ないもの、そもそも含まれていないもの、又は管轄機関に登録された品質基準を満たしていないものがある。

模倣医薬品が発見されることはあまり多くないが、そのほとんどはベトナム国外から輸入されたものである。抗生剤（アモキシシリン、セファレキシン等）が多く、解熱薬、鎮痛薬、ED 治療薬の模倣品もある。しかしながら、これらの模倣医薬品を発見することは容易ではない。医薬品は、メーカーによって含まれる薬の成分や含有量も異なり、これらの違いを医学的知識がない一般消費者が識別することは極めて難しい⁷⁵。模倣医薬品の例は以下の通りである。

⁷⁵ 出典：Vietnamnet 「ベトナムにおける医薬品の模倣品市場」（2017年9月1日）
<https://vietnamnet.vn/vn/kinh-doanh/thi-truong/nhin-lai-thi-truong-thuoc-gia-o-viet-nam-396530.html>

＜「A」の字体が異なる模倣医薬品＞



＜パッケージの色等様々な要素が異なる駆虫薬＞



(b) 流通経路

模倣医薬品を製造する上でよく用いられる手口としては、類似する医薬品又は消費期限を過ぎた医薬品を低価格で購入した後、有名ブランドの瓶やペットボトルに入れ替え、包装を加工したり取扱説明書をコピーしたりして、真正品と同じ価格で、市場で販売するというものである。

(c) 事例

【事例：Tanganil（抗眩暈薬）の模倣品 500mg の発見（ハノイ市）⁷⁶】

ハノイ市の保健局によると、保健省医薬品管理局は Tanganil（フランスの会社である Pierre Fabre Medicament Production が製造、商標登録済み）の模倣品が流通している疑いがあるという通知を出した。模倣品と真正品を比較した結果、模倣品の包装に誤字があった（真正品の表示は「excipients q.s và Batch No.」であるのに対して、模倣品の包装には「excipients p.s. và Satch No」と表示がある）。また、成分検査の結果、真正品に含まれる Acetyl DL Leucine が、模倣品には含まれていなかった。

< Tanganil の模倣品 >



⁷⁶ 出典：Vietnamnet 「Tanganil（抗眩暈薬）の模倣品 500mg の発見」（2019年12月31日）
<https://vietnamnet.vn/vn/suc-khoe/suc-khoe-24h/phat-hien-thuoc-tanganil-500mg-nghi-ngo-la-thuoc-gia-605140.html>

【事例：Selbako 等模倣品の押収（ホーチミン市）⁷⁷】

2014年3月11日、経済警察はホーチミン市12区在住のT氏の自宅及びN会社に対して緊急捜索を行った。その結果、38箱の模倣医薬品（Selbako、Mepodex、Sapdox、Levotab、Baraclude等の商標権侵害品）と、その製造に必要な原材料、包装、機械を押収した。

< 模倣医薬品製造設備 >



⁷⁷ 出典：LaoCai「欧州模倣品の製造」（2014年3月3日）

<http://www.baolaocai.vn/phap-luat/bat-vo-chong-san-xuat-tan-duoc-gia-z7n21700.htm>

【事例：Lumbrotine、Zinc-kid の模倣品押収（ハノイ市）⁷⁸】

2014年11月8日、経済警察は、H社（ハノイ市）の社長B氏が、トゥイロイ大学付近で二つの怪しいダンボール箱を運んでいる現場を発見した。調査の結果、その二つのダンボールの箱には、脳梗塞・脳内出血に作用する Lumbrotine が 150 箱、くる病の幼児・妊婦・母乳育児中の母親向けのサプリメント Zinc-Kid が 80 箱あった。Lumbrotine 及び Zinc-kid の正規販売店である Vietnam Medical Development and Investment Company Limited は B 氏が運んでいた医薬品すべてが模倣品であったと確認した。捜査範囲を拡大したところ、経済警察は貿易業を行う L 社（ハノイ市）の社長 N 氏を逮捕した。捜査によれば、市場で流通している真正品を N 氏が購入し、それを見本として、模倣医薬品を市場に流通させたということであった。N 氏は市場で模倣品を 3,000 個以上販売したと供述した。

< 模倣された医薬品 >



⁷⁸ 出典：Taichinh 「模倣医薬品製造者の逮捕」（2014年11月11日）
<http://thoibaotaichinhvietnam.vn/pages/thoi-su-chinh-tri/2014-11-11/ha-noi-bat-giu-giam-doc-hang-o-san-xuat-tieu-thu-tan-duoc-gia-15072.aspx>

(3) 化粧品

(a) 概要・特徴

メディアでの積極的な広告の効果もあり、ベトナム（特に都市部）では化粧品の使用は増加傾向にある。しかしながら、有名ブランドの真正品である化粧品の価格は、ベトナム人の平均所得から見ると比較的高価であることが多いため、模倣化粧品が流通しやすい土壌があるといえる。主な模倣化粧品の例としては、シャンプー、コンディショナー、ボディークリーム、洗顔料、口紅、スキンケア等が挙げられる。

模倣化粧品は、権利者に対する経済的な損害のみならず、消費者の健康・外見に悪影響を及ぼす可能性もある。正式な調査はされていないが、毎月、病院の皮膚科及び性病科では、出所不明な化粧品によりアレルギー症状等を起こした患者が多数受診しているとのことである⁷⁹。

<市場で化粧品を購入する様子>



⁷⁹ 出典：Hanoimoi 「化粧品の市場をどのように監視するか？」（2018年4月16日）
<http://www.hanoimoi.com.vn/tin-tuc/Doi-song/899085/cach-nao-kiem-soat-thi-truong-my-pham>
BAOMOI 「質の悪い模倣化粧品の流行」（2018年7月10日）
<https://baomoi.com/tran-lan-my-pham-gia-kem-chat-luong/c/26822230.epi>

(b) 流通経路

化粧品は海路、航空路、陸路及び鉄道等で輸入され次第、小分けにされ、様々な場所で保管される。店舗で展示されたり、顧客の発注に応じて運送されたり、Zalo や Facebook をはじめとした SNS を通じて販売されたりと、多種多様な方法で流通している。

ハノイ市の Hom 市場、Dong Xuan 市場、Phung Khoang 市場等では、欧米や日本、韓国など有名な外国ブランドの模倣品と疑われる商品が多数見られる。これらは、価格が比較的廉価であり、成分及び消費期限が明記されていない⁸⁰。客に真正品と思わせるため、50%~70%割引という看板を掲げて模倣品を販売する店舗も多い。ホーチミン市の大手ショッピングモールや Ba Chieu 市場をはじめとした有名な買い物スポットでも同様に、模倣化粧品を扱う店舗が多数見られる。

(c) 事例

【事例：Unilever 模倣品の押収（Lai Chau 省）⁸¹】

2019年11月21日、Lai Chau 省の市場管理局は、Unilever の商標である Sunsilk、Dove、Clear を模倣したシャンプーを 12,620 袋発見した。本件に関する行政措置としては、罰金 6,500,000 ベトナムドンが科され、約 12,620,000 ベトナムドン相当の模倣品が押収された。

<押収現場>



⁸⁰ このような市場で手に入る模倣品を購入すれば、約 20 万ベトナムドン（1,000 円相当）で口紅、ファンデーション、メイクフェイスパウダー、アイライナー、クリーム等の化粧品セットが手に入る。真正品の場合は、その 5 倍~10 倍の価格となることも珍しくない。

⁸¹ 出典：市場管理総局発表（2019年11月12日）

<https://laichau.dms.gov.vn/tin-chi-tiet/-/chi-tiet/%C4%91oi-qltt-so-3-thuoc-cuc-qltt-lai-chau-kiem-tra-pha-t-hien-xu-ly-vi-pham-ve-hang-gia-nhan-hieu-hang-hoa-cua-cong-ty-unilever-viet-nam-14671-1325.html>

【事例：輸入された模倣化粧品等の大量摘発（Quang Ninh 省）⁸²】

2018年7月26日、市場管理総局、経済秩序局、国境警備隊の連携チームは、Quang Ninh 省 Mong Cai 市で模倣品の製造現場に立ち入り、有名ブランドを模倣した鞆、眼鏡、腕時計、化粧品を保管していたコンテナを2つ差し押さえた。模倣品の包装は、真正品のものとはほぼ同一であり、包装を開けない限り識別することは極めて困難であった。これらの模倣品は Quang Ninh 省からベトナム全土に流通される予定であった。国境付近の店舗では、真正品の価格の1/3～1/4に相当する価格で販売される。

<差し押さえられた模倣化粧品>



⁸² 出典：CongThuong 「インターネット上での模倣化粧品の流行」（2019年8月28日）
<https://congtuong.vn/my-pham-dom-bay-ban-tran-lan-tren-khong-gian-mang-124425.html>

(4) 食品

(a) 概要・特徴

ベトナム国内で流通する模倣食品の例としては、調味料、お菓子、飲料、酒、栄養補助食品、たばこ等が挙げられる。食品の模倣品摘発事例は小規模のものが多く、ここ数年で増加傾向にある。

(b) 流通経路

ベトナム国内において製造した模倣食品は廉価であり、原産地は不明であるが大部分が中国から輸入されたものと推測される。

模倣食品が主に流通するのは伝統的な市場である。模倣食品は、農村、山岳地域、工業団地にて中間所得層、低所得層向けに販売されることが多い。一部の高級模倣食品がインターネット上で取引されることもある。これらは、レストラン、ホテル等で使用されることもあり、都市部の消費者を対象とする。

保健省の発表資料（2018年）によると、酒類の模倣品・密輸品に関する状況は深刻化している。密輸された外国産酒類の約70%は、ベトナム西南部のカンボジアとの国境地帯、中部のラオスとの国境地帯から運送されているという⁸³。

<船・バイクで密輸されるカンボジアからの模倣品>



⁸³ 出典：保健省「アルコール被害防止法に関する報告書」（2018年5月26日）
http://duthaoonline.quochoi.vn/DuThao/Lists/DT_DUTHAO_LUAT/View_Detail.aspx?ItemID=1519&TabIndex=2&TaiLieuID=3016

(c) 事例

【事例：模倣うまみ調味料の摘発（ホーチミン市）⁸⁴】

2016年1月26日に、ホーチミン市の市場管理局は、S社がうまみ調味料の模倣品108トンを保管していることを発見し、これを押収した。模倣品の生産地は中国であったが、包装には、真正品を模倣した商標が付された上でベトナム製と表示されていた。

<大量に保管されるうまみ調味料の模倣品>



⁸⁴ 出典：Dau Thau 「中国製グルタミン酸ナトリウム模倣品の摘発」（2016年1月26日）
<https://baodauthau.vn/phap-luat/tam-giu-hon-108-tan-bot-ngot-vo-viet-nam-ruot-trung-quoc-17217.html>

【事例：ヌクマムの模倣品⁸⁵】

ベトナム産の有名商品の商標・地理的表示が模倣される場合もある。ベトナムの魚醤ヌクマムは Phu Quoc 島産が有名である。Phu Quoc Fish Sauce Association は Phu Quoc の地理的表示を侵害したヌクマムが市場シェアの 80～90%を占めていると発表した。

Phu Quoc のヌクマムは、周辺の海域で捕れた魚を 85%以上使用して製造する必要がある。しかし、別の海域で捕れた魚を使用して製造されたヌクマムに、Phu Quoc という地理的表示が付される例は珍しくない。

< Phu Quoc の表示が確認できる（緑字） >



⁸⁵ 出典：Giaoduc 「フーコック産ヌクマムの 90%は模倣品」（2014 年 7 月 18 日）
<https://giaoduc.net.vn/kinh-te/hon-90-nuoc-mam-phu-quoc-tren-thi-truong-la-gia-post147523.gd>

【事例：Ba Vi 社製品の模倣⁸⁶】

乳製品を販売している Ba Vi Milk Joint Stock Company（ハノイ市）は、ミルクケーキ、牛乳、ヨーグルト、ヤギ乳等多くの自社商品が模倣されていると発表した。最もよく模倣された商品は Ba Vi ミルクケーキであり、次にヤギ乳等である。当該企業の代表者は「模倣品業者は、消費者を騙すため、Ba Vi Fresh Milk Joint Stock Company、Ba Vi Milk Cake Manufacturing Joint Stock Company、Ba Vi Milk Cake Joint Stock Company 等、Ba Vi Milk Joint Stock Company の商標と識別不能なほど類似した商標を使用している。」と警告した。

<輸送前の商品>



⁸⁶ 出典：PHUNUTODAY 「Ba Vi milk 製品の模倣品」（2014年6月30日）
<https://phunutoday.vn/thong-tin-gay-choang-hon-90-mat-hang-sua-ba-vi-bi-lam-nhai-d49438.html>

(5) 衣服・靴

(a) 概要・特徴

IV.3 章(3)の化粧品同様、ファッションに対する感度も高く、需要は増加傾向であり、模倣品も広く流通している。

衣服・靴の模倣品が市場で販売される経路は多種多様である。品質により、以下の3種類に分けられる。

高級模倣品

その大部分は中国、香港、台湾など国外の模倣品製造専門の工場で製造され、機内持ち込み手荷物又は預け荷物としてベトナムに密輸され、高級品を扱う服飾専門店で真正品に紛れ込んで販売される。その他、厳密には模倣品とは異なるが、真正品の工場で製造されたが、傷物や基準を満たさないとして正規流通ルートにのらない商品が、権利者の許可なく市場に流通する場合もある。



中級模倣品

庶民的なショッピングモール、スーパーマーケット、衣服専門店等で販売される。中国から輸入され、品質は上記高級模倣品より低い、価格が手頃で、消費者の趣味を満たすため需要は高い。材料を中国から輸入してベトナム国内で加工する場合も多い。その場合、5～10人の従業員からなる小規模施設で製造され、有名ブランドの商標を付けられる。近年、中国の製造施設にベトナムの有名ブランドの商標を付けた模倣品の製造を依頼し、輸入することも増加傾向にある。



低級模倣品

「市場の商品」ともよく言われる。中国から輸入されることが多いが、商品の質は著しく悪く、商標ラベルも粗雑につけられていることが多い。これらの低級模倣品は低価格で、伝統的市場で販売される。



< 執行機関により差し押さえられた模倣品⁸⁷⁾ >



模倣した衣服・靴の消費者の大部分は若者及び中年者である。高級模倣品・中級模倣品を購入するのは、中間所得者層である。低級模倣品は低所得者層をターゲットとしている。

⁸⁷⁾ 出典：Pham & Associate 撮影

(b) 流通経路

衣服・靴の模倣品は、中国、タイ、香港、カンボジア及びラオス等から輸入されるが、大部分の模倣品は中国製と考えられる。

ベトナム国内では、特に、ハノイ市における工芸村での製造が増設傾向にある。Gia Lam 県にある Ninh Hiep 市場はその一つである。ハノイ市の中心から約 25km 離れたところにある Ninh Hiep 市場は朝 7 時から夕方まで賑やかで、毎日津々浦々から数千人の商人が仕入れに市場を訪れる。数年前までは、生地や衣服を販売する店舗は 1~2 軒だったが、現在は通りに面して多くの店舗が軒を連ねている。このエリアは衣類製造において、ベトナム一の「大工場」と言われ、あらゆる有名なブランドの商品を模倣し加工している。Ninh Hiep 市場では、毎日数百から数千の有名なブランドを模倣した商品が低価格で販売され、各地へ卸売りされている⁸⁸。



<Ninh Hiep 市場の様子>

⁸⁸ 出典：Vietnamnet 「都市部の模倣品製造工場に侵入」（2019 年 7 月 13 日）
<https://vietnamnet.vn/vn/kinh-doanh/thi-truong/tham-nhap-dai-cong-xuong-hang-nhai-o-thu-do-549801.html>

(c) 事例

【事例：高級ブランド模倣品の摘発（ハノイ市）⁸⁹】

2019年7月4日、ハノイ市の市場管理局は Ninh Hiep 市場内の店舗7軒を調査し、Dior、Chanel、Gucci の商標を模倣した眼鏡、Christion Dior、Nike、Adidas、Louis Vuitton の商標を模倣した衣服等有名ブランドの模倣品2,670点を発見し、差し押さえた。

<現場となった Ninh Hiep 市場>



【事例：模倣靴製品の大量摘発（Vinh Phuc 省）⁹⁰】

Vinh Phuc 省 Tho Tang 町には、靴の卸売り・小売り専門市場がある。2019年9月13日、Vinh Phuc 省の市場管理局は、有名ブランドの商標権を侵害した疑いのある靴を合計1,000足以上販売していた店舗を5軒摘発した。

<大量に見つかった靴>



⁸⁹ 出典：商工省発表（2019年7月4日）

<https://moit.gov.vn/tin-chi-tiet/-/chi-tiet/hang-nghin-san-pham-gia-cac-thuong-hieu-noi-tieng-bi-luc-luong-qltt-thu-giu-tai-cho-%C4%91au-moi-ninh-hiep-ha-noi-15909-801.html>

⁹⁰ 出典：商工省発表（2019年12月20日）

<https://moit.gov.vn/web/guest/tin-chi-tiet/-/chi-tiet/hang-nghin-%C4%91oi-dep-nghi-nhai-thuong-hieu-ni-ke-va-adidas-bi-thu-giu-tai-vinh-phuc-17411-2801.html>

(6) バイク、バイクの部品

(a) 概要・特徴

バイクはベトナム人の主要な移動手段であり、総交通手段数の約 85%を占めているとされる。2010 年から、有名な外国バイクメーカーによる大規模な製造工場の建設等により、ベトナムにおけるバイク製造業は活発化している。交通運輸省の統計によると、2011 年の下旬に、ベトナムにて流通するバイクの合計数は約 3,340 万台であったが、2019 年には約 6,000 万台に増加した。バイクの数の増加に応じて、定期検査や故障時の交換で必要となる部品、エンジンオイル等の需要も増大している⁹¹。

バイクの模倣品という場合、大きく分けて、以下 2 点の問題があると考えられる。

① バイクのデザイン（意匠権）の侵害

バイクに特有の知的財産権侵害事例としてベトナムで多く見られるのは、別の会社がデザインを模倣したバイクを製造し意匠権を侵害するケースである。

1990 年代の終わりから、日本をはじめとする外国メーカーが、ベトナムで自社のバイクデザインを意匠登録してバイクの製造・販売を開始した。すると、中国やベトナム国内のメーカーがそのデザインを模倣したバイクを市場で販売するようになり、意匠権侵害を理由とする多くの摘発がなされた。

② バイク部品の模倣品

ベトナムにおいて、バイク部品の模倣品は大変多い。その多くは中国から輸入される。ベトナム国内で製造された部品に有名ブランドの商標をつける場合もある。

模倣されるバイク部品としては、ブレーキ、ブレーキパッド、シャーシ、タイヤ、トランスミッションシステム、オイルフィルター、ピストン等が多い。

模倣品の部品を使用したことが原因で、バイクの燃焼やタイヤの爆発等の事故が発生する可能性も高く、模倣品が原因であるとみられる事故も現に発生している⁹²。実際の事故では、その原因が模倣部品にあるかを証明

⁹¹ 出典：Zing 「この 10 年間でバイク市場はどのように変化したのか？」（2020 年 1 月 5 日）
<https://news.zing.vn/thi-truong-xe-may-viet-thay-doi-the-nao-sau-10-nam-post1032726.html>

⁹² 出典：THUONGHIEUCONGLUAN 「模倣バイク部品の脅威」（2018 年 9 月 5 日）
<https://thuonghieucongluan.com.vn/hie-m-hoa-tu-phu-tu-ng-xe-ma-y-gia-a61088.html>

することは難しいため、真正品のメーカーの責任になってしまうおそれがある。

<商標模倣バイクの部品⁹³>



(b) 流通経路

伝統的工芸村において部品の製造・組み立てが行われる場合がある。オイルについては使用済みのオイルを新規製品のように偽装して販売することも多い。

模倣バイクの組立過程は、通常以下の通りである。

実際に事故があったときに、模倣バイク部品が原因であるかどうかは究明が難しいところもあり、明らかにされていない。ただし、バイク事故において、模倣バイク部品がその原因である事例は多いと推測される。

⁹³ 出典：Pham&Associate 撮影

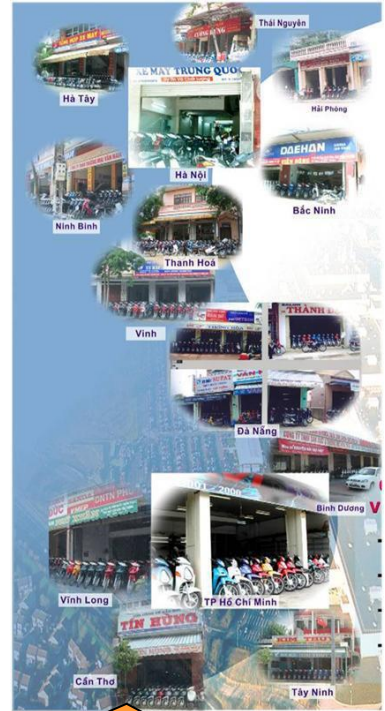
車体組み立て



プラスチック部品の製造



工場で完成品を組み立て



市場への流通

< 模倣バイクの組立過程 >

<p>模倣バイク部品の製造・包装⁹⁴</p> <p>商標表示が付いていないノーブランド製品が国境を越えて運ばれる。</p>	
<p>部品の選別、倉庫への輸送</p>	
<p>商標表示の貼付、包装</p>	
<p>販売店にて販売される</p>	

⁹⁴ 出典：Pham&Associate 撮影

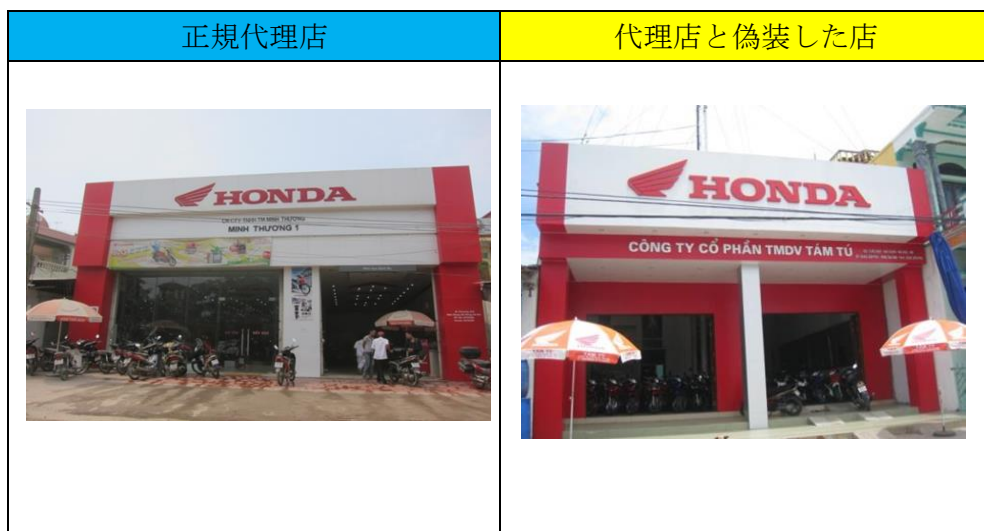
市場への主な流通の経路はバイク部品の販売代理店、バイク修理店である（正規代理店ではないことが多い）。主に、以下の市場や通りにある店で販売されることが多い。

- ハノイ市：
Hue 通り、Troi 市場（Hoa Binh 市場とも呼ばれる）、Hai Ba Trung 区
- ダナン市：
Hoang Dieu 通り、Con 市場、Ong Ich Khiem 通り
- ホーチミン市：
5 区にある Tan Thanh 市場、Pham Huu Tri 通り、Tan Thanh 通り、Tan Hung 通り、Do Ngoc Thach 通り

(c) 事例

【事例：代理店の模倣⁹⁵】

代理店の看板自体を模倣するケースもある。



⁹⁵ 出典：Pham&Associate 撮影





【事例：模倣エンジンオイルの摘発（ホーチミン市）⁹⁶】

2019年4月に、ホーチミン市の市場管理局は Hoc Mon 県 Ba Diem 村の N 氏の模倣エンジンオイルの製造事業所を調査した。

ホンダ及び Castrol の模倣商標を貼付したエンジンオイルが、10 個程度あった。また、商標貼付前の中古オイルタンクや、Castrol、Yamaha、Honda の商標が印刷されているカートンもあった。N 氏は、模倣エンジンオイル一つあたり 10,000 ベトナムドンの不当利益を得ていたとのことである。

本事件は Hoc Mon 県の経済警察の捜査も入り、証拠品は没収された。

⁹⁶ 出典：Vietnamnet 「模倣オイル製造技術特集」（2019年4月13日）
<https://vietnamnet.vn/vn/kinh-doanh/thi-truong/can-canh-cong-nghe-san-xuat-dau-nhot-gia-523035.html>

<p>模倣オイルを製造した事業所の写真</p> <p>オイルを事業所に届けるトラック</p>	
<p>模倣オイルを製造する事業所の中</p>	
<p>ゴミ回収事業者から購入した使用済タンクに模倣オイルを入れる。</p> <p>代理店の要望により、模倣オイルのタンクには有名ブランドの表示が貼付される。</p>	
<p>完成品として市場に流通する</p>	

(7) 自動車部品

(a) 概要・特徴

統計局のデータによると、2018年7月までベトナムにおいて流通している自動車の総数は300万台を超えている。ベトナムで毎年登録されている車両総数の約45%は、ハノイ市とホーチミン市で占めている。

ベトナム国内での自動車需要の成長と共に⁹⁷、自動車部品の市場は現在、模倣品の「肥沃な土地」となっており、模倣自動車部品は増加傾向にある。例えば、オイルフィルター、ブレーキパッド、エアフィルター、燃料フィルター、テーパードディスク等である。

また、模倣自動車部品は真正品と比べ品質は悪いが、同じような価格で販売されることが多い。したがって、一般消費者が真正品と模倣品を区別することは困難である。

(b) 流通経路

模倣自動車部品（主に中国、台湾製）はベトナムに輸入された後に、もともとの表示が除去され、有名な外国ブランドの表示に変更されるケースが多い。模倣自動車部品は、定期メンテナンスや修理の際に使用されているものが多数である。これらの店舗が多いのは、以下のエリアである。

- ハノイ市
Le Gia Dinh 通り、Dong Nhan 地区、Hai Ba Trung 区。
特に Hai Ba Trung 区の Hoa Binh 市場（通称「Trois 市場」）は、100店舗以上の自動車部品専門店が軒を連ねるハノイ市の最も大きな自動車部品販売市場である。
- ダナン市
Ton Duc Thang 通り、Lien Chieu 区
- ホーチミン市
Tran Binh Trong 通り、An Duong Vuong 通り、Huynh Man Dat 通り

⁹⁷ 2019年にはベトナム国産自動車の製造も本格稼働した。日本経済新聞「ベトナムのビングループ、8月に自動車工場本格稼働へ」（2019年5月16日）

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO44893950W9A510C1FFJ000/>

(c) 事例

【事例：自動車部品の大量摘発（ハノイ市）⁹⁸】

2017年12月21日に、ハノイ市の市場管理局及び経済警察は、ハノイ市の Hoang Dao Thanh 通り、 Kim Giang 地区、 Thanh Xuan 区の自動車部品販売店を調査した。トヨタ、ヤマハ、Ford、Mazda 等の有名なブランドの表示が付いている模倣の疑いのある自動車部品約 2,000 点を没収した。

<調査対象となった自動車部品>



⁹⁸ 出典：Anninhthudo 「ハノイ市ー出所不明な自動車部品 2000 個が保管されている倉庫の発見」
(2017年12月22日)
<https://anninhthudo.vn/oto-xe-may/ha-noi-phat-hien-kho-hang-chua-gan-2000-phu-tung-linh-kien-o-to-ba-t-minh/752308.antd>

(8) 腕時計

(a) 概要・特徴

2018年、Phu Nhuan Jewelry 株式会社（ホーチミン市）は、ベトナムの腕時計市場に関する調査を発表した⁹⁹。同社の調査によると、ベトナムの腕時計の市場規模は約170,000億ベトナムドンとされる。

(b) 流通経路

ベトナムの腕時計市場は個人経営店によって構成されており、衣料品同様に市場やショッピングモール等で販売されている。詳しくはIV.3章(5)を参照されたい。

⁹⁹ 出典：CAFEBIZ「腕時計の市場は魅力的か？」（2019年3月15日）
<https://cafebiz.vn/thi-truong-dong-ho-thom-co-nao-ma-khien-tgdd-pnj-doji-nhap-cuoc-20190315135455382.chn>

(c) 事例

【事例：各都市での模倣腕時計の押収¹⁰⁰】

2019年、市場管理局は模倣腕時計の販売を中心に取り締まりを行った。結果として、Nha Trang市の10店舗で、有名外国ブランドであるRolex、Patek Philippe、Hublot、Tissot、Cartier、Montblanc、Chopard、Chanelを模倣した3,318個の模倣腕時計を押収した。同様に、ダナン市の6店舗で1,288個、Quang Ninh省の49店舗で1,178個、ハノイ市の19店舗で1,102個、ホーチミン市の109店舗で3,031個の模倣腕時計を押収した。

<摘発行為に対する表彰の様子>



¹⁰⁰ 出典：市場管理総局発表（2019年10月14日）

<https://dms.gov.vn/tin-chi-tiet/-/chi-tiet/ton-vinh-05-vu-viec-dien-hinh-trong-cong-tac-kiem-tra-xu-ly-vi-p-ham-va-cuc-quan-ly-thi-truong-xuat-sac-trong-nam-dau-tien-thanh-lap-tong-cuc-12935-1.html>

【事例：全国規模での模倣腕時計の摘発¹⁰¹】

市場管理総局によれば、2019年9月までに、各地の市場管理局がスイス製と偽装した模倣腕時計に関して442件を摘発し、15,535点を没収した。これらの模倣腕時計は100万～180万ベトナムドンで販売されていた。上記の442件のうち、店主が腕時計の出所を証明する書類を提示できなかった406件に対して行政措置が行われ、25億ベトナムドンを超える罰金が科された。



<腕時計を調査する様子>

¹⁰¹ 出典：Tienhong 「市場管理局による模倣腕時計1600点の没収」（2019年10月16日）
<https://www.tienphong.vn/kinh-te/quan-ly-thi-truong-bat-gan-16000-dong-ho-thuy-sy-nhai-1476151.tpo>

(9) スポーツ用品

(a) 概要・特徴

有名外国ブランドのスポーツ用品は、特に若年層を中心に人気である。スポーツウェア、ヨガウェア、スニーカー、水着、ボール、バドミントンラケット、テニスラケット、ゴルフ用品、釣り用品等、あらゆるスポーツ用品の模倣品が流通している。

(b) 流通経路

スポーツ用品の販売を専門とする有名なエリアとして以下が挙げられる。真正品及び模倣品が入り交じって陳列・販売されている。

- ハイ市：Trinh Hoai Duc 通り、Nguyen Thai Hoc 通り
- ホーチミン市：Nguyen Trai 通り

また、インターネットショッピングサイトでも多数の模倣スポーツ用品が販売されている。

模倣品の価格は真正品の10%~20%程度と大変廉価で販売されていることが多い。これらの模倣品は、消費者にとって手頃な価格で販売されるため、ベトナム国内の地場メーカーとの間でも熾烈な価格競争となっている。

(c) 事例

【事例：模倣スポーツ用品製造現場での押収（Binh Duong 省）¹⁰²】

2019年5月28日に、Binh Duong 省市場管理局と経済警察は Vinh Phu, Thuan An 村で Nike や Adidas の商品を模倣したスポーツウェアを製造している事業所を調査した。調査現場では、従業員が Nike や Adidas の表示が貼付されている製品を加工しているところであった。数量を確認したところ、1,181点があり、そのうち879点は Nike の表示が貼付されており、302点は Adidas の表示が貼付されていた。執行機関は、さらに Nike 及び Adidas の表示が付された 19.5kg のブランド表示が印刷されたデカールペーパー、熱成型プレス2台、アイロン2台も発見した。これら全てのものが没収された。

<有名ブランドの表示が印刷されたデカール>



¹⁰² 出典：24h 「Adidas や Nike の模倣品の発見」（2019年5月29日）
<https://www.24h.com.vn/thi-truong-tieu-dung/phat-hien-hang-nghin-bo-quan-ao-gia-nhan-hieu-adidas-nike-c52a1054357.html>

(10) 本の海賊版

(a) 概要・特徴

海賊版の本はベトナム出版業界における深刻な問題である。現在、海賊版の本は巧妙な手口で作られる。本の表紙と内容がコピーされ、最新の印刷技術が用いられる。そのため、消費者が真正品と海賊版を区別することは困難である。しかし、これはあくまでも消費者側の見方であり、執行機関が調査する際は、出版に関する正式な書類の提出を求めることで、海賊版であるか否かを確認することができる。

2019年6月20日に教育出版社主催の海賊版防止会議が行われ、教育や出版に関する行政機関・公安、外国知的財産庁の代表者、国内外の出版社、大学等が参加した¹⁰³。この会議において、ベトナム出版会の副会長である Le Hoang 氏は、現在、海賊版の本は多数市場に流通していると強調している。海賊版の本は本屋のみならず、インターネット上でも販売されている。また、複数の電子書籍サイトでは、紙の本をスキャンし無料で読者に提供している。上記の著作権侵害行為は、出版社をはじめ出版業界に大きな損害を与えている。Hoang 氏によると、海賊版の本の多くは真正品の半額程度である。一部の通販サイト等では、利益優先で真正品であるかの確認をせず海賊版の本を販売しているケースもある。海賊版の本が最も多いのは、英語からベトナム語に翻訳されたものである。外国人の著作者の氏名は記載されているものの、著作権者の同意を得ていないことが大半である。また、海賊版の作成者は原本の内容を変更・追加・削除又は誤訳をしている場合もある。

¹⁰³ 出典：Zing「海賊版が多く販売されることにより ベトナム出版業界が困難に直面している」
(2019年7月6日)

<https://news.zing.vn/nganh-xuat-ban-viet-nam-gap-kho-khan-vi-sach-gia-ban-tran-lan-post963950.html>

(b) 流通経路

情報通信省に属する出版局によると、2019年時点で、ベトナム国内には59社の出版社及び1,200社以上の産業用印刷会社がある¹⁰⁴。

海賊版の本は、本屋街や通販サイトで真正品に混ざって販売されることが多い。例えば、以下のエリアである。

- ハノイ市
Nguyen Xi, Dinh Le, Pham Van Dong, Tran Quoc Hoan 通り、Tran Binh 通り
(Cau Giay 区)
- ダナン市
Ton Duc Thang 通り (ダナン大学の反対側)、Hung Vuong-Ong Duc Khiem
交差点付近 (Con 市場、Hai Chau 区)
- ホーチミン市
Xo Viet Nghe Tinh (Binh Thanh 区)、Tran Nhan Ton (5 区)、Ly Thuong Kiet
(10 区)、Hoang Van Thu (Phu Nhuan 区)、Cong Hoa (Tan Binh 区)
- 通販サイト
bookbuy.vn、tiki.vn、waka.vn、anybooks.vn 等

¹⁰⁴ 出典：Zing 「2019年には4億冊の本が出版され、収益は2兆6千億ベトナムドンに達する」
(2020年1月3日)

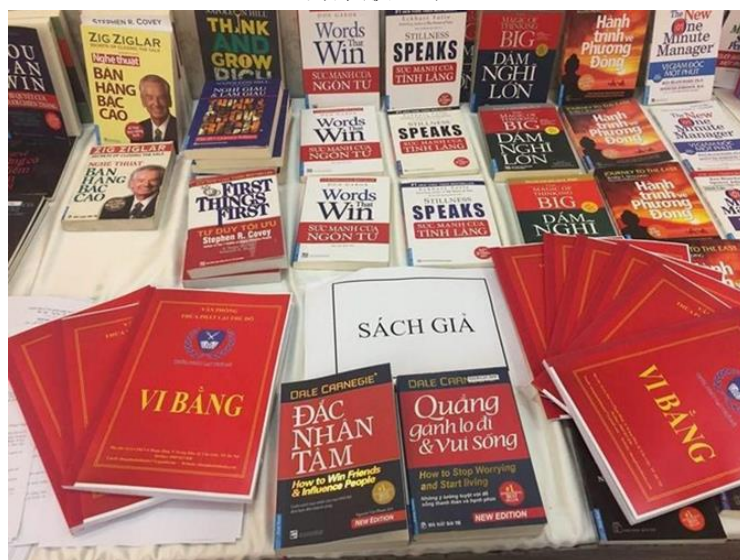
<https://news.zing.vn/nam-2019-xuat-ban-400-trieu-ban-sach-doanh-thu-2600-ty-dong-post1032094.html>

(c) 事例

【事例：First News 書籍の海賊版の流通¹⁰⁵】

ベトナムの出版会社 First News の社長である Nguyen Van Phuoc 氏は、出版した本の海賊版がインターネット上で販売されていることを目にするが、どうしようもない場合が多いという。現在、First News は約 1,000 点の書籍を出版しており、そのうち 686 点については海賊版・知的財産権侵害品を確認できるという。

<海賊版の本>



¹⁰⁵ 出典：BAOMOI「海賊版の本が shopee、sendo、lazada で販売されている」
<https://baomoi.com/sach-lau-sach-gia-ban-cong-khai-tren-shopee-sendo-lazada/c/31142599.cpi>

(11) 音楽・映像

(a) 概要・特徴

海賊版の CD や DVD は消費者に人気があり需要が高い。人気の作品だと判断されたものは、真正品が市場に流通してから数時間後には海賊版が出されている。

(b) 流通経路

海賊版の CD や DVD は、特にベトナムの旧正月（テト）の時期に流通する。その際、悪質な事業者が多数の人員を集めて海賊版の作成を行う。海賊版の CD や DVD の種類は非常に豊富であり、原本の CD をコピーしたり、複数の CD から抜粋したりして一つの海賊版の CD を作成することもある。安定した職に就かない地方の多くの人が小売人として、道路、バス停、駅、居酒屋等で販売する。海賊版の CD や DVD は真正品と比べ品質が劣るが、低価格のため、購入する消費者は後を絶たない。

(c) 事例

【事例：海賊版 CD・DVD 製造現場の摘発（ホーチミン市）¹⁰⁶】

2016年7月8日、公安省所属の密輸防止警察局はホーチミン市文化スポーツ観光局監査部門と協力し、ホーチミン市12区にある海賊版のCDやDVDを製造している事業所を摘発した。当該事業所は海賊版製造機械（約100万米ドル相当）を使用し、1日あたり約1万5千枚の海賊版のCDやDVDを製造していた。

<海賊版製造機械>



¹⁰⁶ 出典：Nguoilaodong「ホーチミン市にて海賊版CDやDVDを製造する大事業所の発見」（2016年8月8日）
<https://nld.com.vn/phap-luat/bo-cong-an-dot-kich-co-so-lam-dia-lau-lon-nhat-tp-hcm-20160807141123336.htm>

(12) ソフトウェアの著作権侵害について

2018年6月にBSA | The Software Allianceより発表された2018年の世界ソフトウェア調査報告書¹⁰⁷によると、2017年にパソコンにインストールされた著作権違反のソフトウェアは74%であり、その価額は49,200万米ドル相当であった。BSAの調査結果によると、ベトナムにおけるソフトウェアの違法コピー率は、2009年の85%から2017年には74%まで低下した。これは、ベトナム政府の努力及び違法なソフトウェアの使用に対して消費者のリテラシーが高まっていることを示している。しかし、違法なソフトウェアの使用は依然として大きな問題とされている¹⁰⁸。

文化スポーツ観光監査局の局長であるTran Van Minh氏によると、2017年、文化スポーツ観光監査局が、企業63社のパソコン2,472台にインストールされているソフトウェアを調査したところ、54社が著作権者の同意なしにソフトウェアを使用していることを発見し、合計16億5千万ベトナムドンの罰金が科されたとのことである。

2018年1～4月までに、文化スポーツ観光監査局は引き続き26社を摘発し、75,000万ベトナムドンの罰金を科した。

その中でも重大な摘発事例として、P社（Binh Duong省）の事例がある。43台のパソコンを調査したところ、違法にコピーされたAutodeskやMicrosoftのソフトウェアを多数発見した。違法にコピーされたソフトウェアの価値は推定約20億ベトナムドンであった。また同じくBinh Duong省のR社にて33台のパソコンを調査したところ、違法にコピーされたソフトウェアの価値は推定約30億ベトナムドンであった。これらの企業は、いずれもベトナムの法令を遵守して適法に設立された外資系企業であった¹⁰⁹。

¹⁰⁷ 出典：BAOMOI「ソフトウェアの著作権違反—毎年減少しているが、まだ深刻な問題である」（2018年12月6日）

<https://baomoi.com/vi-pham-ban-quyen-phan-mem-nhiet-giam-tung-nam-nhung-van-rat-nong/c/28872057.epl>

¹⁰⁸ 出典：VNREVIEW「ベトナムにおける2018年のソフトウェア産業振り返り」（2019年12月18日）

https://vnreview.vn/tin-tuc-xa-hoi-so/-/view_content/content/2697485/nhin-lai-ban-quyen-phan-mem-2018-o-viet-nam-mot-nam-tich-cuc

¹⁰⁹ 出典：BAOMOI「ソフトウェアの著作権違反—毎年減少しているが、まだ深刻な問題である」（2018年12月6日）

<https://baomoi.com/vi-pham-ban-quyen-phan-mem-nhiet-giam-tung-nam-nhung-van-rat-nong/c/28872057.epl>

<企業での調査の様子>



V 模倣品の増加により生じる経済・社会への影響

V.1 ベトナム人の購買力・消費動向に関する概観

(1) 購買力

2019年の人口世帯調査¹¹⁰によると、ベトナムの総人口は9,620万人であり、そのうち都市部に居住しているのは3,300万人であり、総人口の34.4%を占める。総世帯数は2,680万である(平均3.6人/世帯)。

また、全人口の平均年齢は32.6歳¹¹¹と若い。

2000年代以降、ベトナムでは国外からの直接投資が順調に増加し、2000年から2010年の平均経済成長率は7.26%と高成長を達成した。2011年にはマクロ経済の安定化のために経済の引き締め策が実施された結果、実質GDP成長率は2012年に5.3%まで低下し、不動産や建設業を中心として景況悪化が噂されたが、近年は、携帯電話や縫製品を中心に輸出が好調となって貿易収支が黒字となったこと、約1億人の若い人口による強い内需を背景にして、インド及びフィリピンとともに、「新VIP」の一角として外国投資家からの注目を集めている。2018年のGDP成長率は7.08%、1人あたりGDPは約2,587米ドルとなった¹¹²。

2019年11月21日に、ハノイ市で開催された「2021～2025年のベトナムの展望：新自由貿易協定のもたらすチャンス・チャレンジ」という国際的セミナーで、計画投資省国家経済社会情報予測センターは、2021～2025年の期間、ベトナムのGDP成長率は毎年7%規模であり、2025年には一人あたりGDPが4,688米ドルとなり、ベトナムは平均所得の高い国になるという予測を発表した¹¹³。

¹¹⁰ 出典：統計総局 <http://www.gso.gov.vn/Default.aspx?tabid=382&ItemID=19440>

¹¹¹ 出典：World Population Prospects 「The 2019 Revision」 ※日本の平均年齢は48.9歳

¹¹² 出典：統計総局 http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=622&ItemID=18670

¹¹³ 出典：Kinhle&Dolhi 「GDP増加によるベトナム平均所得の増加」(2019年11月21日)
<http://kinhtedothi.vn/thu-nhap-binh-quan-nguoi-viet-se-som-dat-tren-4500-usnam-nho-tang-truong-gdp-358124.html>

以上のように、ベトナム市場は概ね好調であり購買力も高まっているといえる。世帯で保有する物品に関して、以下の統計総局による統計（2019年）がある¹¹⁴。

- 電話（固定電話、携帯電話を含む）、タブレット：91.7%
- 自動車・自動二輪車：88%
- 冷蔵庫：80.5%
- エアコン：52.2%
- パソコン：30.7%

(2) 消費動向

統計総局の国民生活水準調査（2016年）¹¹⁵によると、都市部における1世帯あたり平均支出額は毎月1,010万ベトナムドンで、農村部における1世帯あたり平均支出額は毎月610万ベトナムドンであった。それぞれ年間では1億2,960万ベトナムドン及び7,320万ベトナムドンに相当する。そのうち、大部分は教育、食品、医療に支出される。耐久消費財（冷蔵庫、衣服、バイク、家電製品等）を購入するため、都市部では1世帯あたり年間2,800万ベトナムドンを支出したのに対し、農村部では1世帯あたり年間1,480万ベトナムドンを支出した¹¹⁶。

ここ10年間の生活水準の向上に伴い、ベトナム市場において、日本、韓国、アメリカ、ヨーロッパ諸国をはじめとする先進国発のブランド品や嗜好品に対する購買意欲は、とても高まっている。ベトナムの平均年齢が若いため、SNS等の流行が消費に影響を与える傾向もみられる。携帯電話、化粧品、アパレル用品等の嗜好品について、低所得者が購入することも一般的になってきた。

物品の購入場所としては、まず伝統的な市場及び個人経営店が一般的である。スーパーマーケットも重要な場所の一つとなる。商工省の統計によれば、現在ベトナム国内には、市場が約8,660軒、スーパーマーケットが約800軒、各種のショッピングセンター約170軒ある一方で、個人経営店は1,000,000軒を上回るとされる。インターネットでの小売りシェアは全体の25%であるが、2020年には40%に達すると予測されている¹¹⁷。

¹¹⁴ 出典：統計総局 <http://www.gso.gov.vn/Default.aspx?tabid=382&ItemID=19440>

¹¹⁵ 出典：統計総局 <https://www.gso.gov.vn/default.aspx?tabid=512&idmid=5&ItemID=18976>

¹¹⁶ 出典：Con So SU KIEN 「世帯支出統計調査の概要」（2019年8月22日）

<http://consosukien.vn/vai-net-ve-tong-chi-tieu-ho-gia-dinh-trong-khao-sat-muc-song-dan-cu.htm>

¹¹⁷ 出典：BNEWS 「ベトナムが世界で最も魅力的な小売市場になること」（2019年6月17日）

The Nielsen Company (Vietnam), Limited の行った消費者動向調査（2018年）によれば、47%の消費者が新商品購入時の試体験を希望し、平均5ブランドを比較検討した上で購入する商品を決めると発表した。消費者は、単に価格のみならず、品質や機能、購入の便利さも重視する傾向があるとされている。また、26%の消費者はインターネット上で商品を購入する¹¹⁸。

V.2 模倣品に対する消費者の態度・認識

権利者や政府機関が模倣品対策を講じているにもかかわらず、模倣品の流通は依然として深刻な状況である。その原因の一つとして、消費者の意識不足という側面がある。ベトナムの消費者が模倣品を購入してしまう主な理由としては、以下が挙げられる。

- 真正品と模倣品の識別ができない
- 真正品を購入する金銭的余裕がなく、廉価な模倣品で満足しようとする傾向がある
- 知的財産権に関する法的知識、模倣品を使用することで生じる安全上のリスク等について知識が不足している

消費者の生活水準の向上やブランド意識の高まりにより、これら模倣品購買の動機も低くなっていくと考えられるが、残念ながら現時点ではその域には到達していない。

<https://bnews.vn/viet-nam-vao-nhom-nhung-thi-truong-ban-le-hap-dan-nhat-the-gioi/125458.html>

¹¹⁸ 出典：Taichinh 「新たな消費動向への適応」（2019年11月29日）

<http://tapchitaichinh.vn/tai-chinh-kinh-doanh/thich-ung-xu-huong-tieu-dung-moi-315925.html>

V.3 模倣品の使用に伴うリスク

模倣品を使用することで、知らぬ間に生命の危機に瀕する場合もある。

模倣自動車・バイクの部品は、窓ガラスやタイヤをはじめとする外装部品からオイルフィルターやクラッチキット等の内部パーツまで様々な種類のものが流通している(IV.3章参照)。模倣品が組み込まれることで他の真正パーツの故障につながるのみならず、使用者に事故を起こさせる可能性もある。

模倣医薬品も危険である。アレルギー等重大な副作用を起こすことも少なくない。また、有名ブランドの模倣化粧品は廉価で手に入ることから、若年層を中心に人気があるが、有害な成分が入っている等、健康被害をもたらす可能性がある。

ハノイ薬科大学学長の Nguyen Dang Hoa 氏は、有害な成分を含む模倣医薬品を使用すると、健康を害し、最悪の場合には死に至る可能性さえあると述べている。模倣医薬品は、真正品と同等の成分を有している場合もあるが、製造レベルが劣悪である等、危険な場合もある。また、Nguyen 氏は、正規医薬品の副作用発生率は 1/10,000～1/100,000 である一方、模倣医薬品の副作用発生率は 1/10 まで上り、危険な薬物中毒・薬物アレルギーを発症する可能性があるとも述べる¹¹⁹。

ハノイ中央病院皮膚科の医師は、模倣化粧品により顔面に疾患が現れた患者を診療した。この患者は、洗顔パウダーを 2 回使用した後、顔面に熱や痒み等を感じた。使用後もその症状は改善されず、顔面全体に水疱等が発生し、水泡破裂後、皮膚に鱗屑が残り、体温は 38 度まで上昇した。医師は、患者が重度の細菌感染症に罹患したと診断した¹²⁰。

<模倣化粧品を使用した患者>



¹¹⁹ 出典：SAIGON 「模倣医薬品による悪影響」(2017年8月26日)

<https://www.sggp.org.vn/thuoc-gia-tac-hai-that-464005.html>

¹²⁰ 出典：doisongphapluat 「インターネットで購入した化粧品により多くの女性に被害」(2019年8月20日)

<https://www.doisongphapluat.com/doi-song/suc-khoe-lam-dep/canh-bao-lien-tiep-co-cac-nan-nhan-cua-my-pham-troi-noi-tren-mang-a289461.html>

VI ベトナムにおける模倣品対策

VI.1 政府の政策

2014年3月19日、政府は、首相決定第389/2014/QĐ-TTg号により、密輸・模倣品・不正売買防止を指導する国家委員会（以下「389号国家指導委員会」をいう）を設立した。

389号国家指導委員会は、ベトナムが国際条約や自由貿易協定に加盟し経済発展を遂げる中で、投資家及び企業の適法な権利を守るためには、知的財産権の保護が最も優先すべき課題の一つであるという背景の下、設立された。

389号国家指導委員会は、複数の関連機関・組織が連携している政府横断組織である。また、省級・県級の人民委員会のもとに下位組織である地方支部が設立される。具体的には、以下の構成である。

● 中央

- 委員長（1）：Nguyen Xuan Phuc 副首相（現在は首相）
- 副委員長（4）：財務省、産業貿易省、国防省、公安省の副大臣
- 常任委員（1）：財務省税関総局
- 構成委員（24）：以下の機関より選任される。

政府官房、ベトナム祖国戦線中央委員会、財務省、産業貿易省、法務省、内務省、農業農村開発省、医療省、交通運輸省、科学技術省、最高人民検察院、文化スポーツ観光省、情報通信省、政府監査院、ベトナムテレビ局、ベトナム放送局、公安省経済秩序局、経済警察、海上警察、国境警備隊司令部、税務総局、市場管理総局。

● 地方支部

- 委員長（1）：省級・県級の人民委員会の副委員長
- 副委員長、常任委員¹²¹、構成員の構成は、389号国家指導委員会の構成に準じる。

¹²¹ 地方支部の常任委員は、地方の密輸・模倣品・不正売買の防止業務のため、各省級・県級の人民委員会に対し施策の実行を提言し、関係政府機関や業界団体と連携して施策を進める役割がある。

389 号国家指導委員会の任務及び権限は以下の通りである。

- 密輸・模倣品・不正売買の防止について
 - 戦略・計画を作成する
 - 各政府機関、地方政府、民間企業を、指導・監督・啓発・支援する
 - 関係政府機関が連携するよう指導する
 - 各政府機関、地方政府、民間企業が省令や指針等を立案するよう指導する
 - 取り締まりのため、横断的な組織を設置する
 - 重点地域の取り締まりを強化する
 - 国際協力を実施する
 - 摘発活動で優秀な成績を収めた個人・組織に対する褒賞を提言し、不正行為について隠匿・幫助の疑いがある個人・組織の処分を指導する
 - 啓発のため、ベトナムテレビ局及びその他メディアと協力する
- 定期的に成果を取りまとめ、評価し、首相へ報告する
- その他首相が委任する任務

VI.2 近年の取り組み

(1) ベトナム政府の知的財産戦略

2019年8月22日、2030年までの知的財産戦略を定めた首相決定 1068/QD-TTg 号 が承認された。この知的財産戦略は、世界知的所有権機関（WIPO）の協力を得て、科学技術省によって作成されたものであり、以下の内容等が規定されている¹²²。

- 2030年までにベトナムが知的財産権の創設、保護及び実施に関して ASEAN の筆頭国となること
- 社会及び産業界の要望を受け、迅速、透明かつ公正な知的財産権の保護システムを作り上げること
- 知的財産権の執行をより改善し、知的財産権侵害を減少させること
- 新たな知的財産権の創設を促進させ、ベトナムの地位を向上させること

¹²² 出典：

http://www.noip.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsiBfqhCDAV/content/chien-luoc-so-huu-tri-tue-en-nam-2030-phan-trien-toan-dien-hieu-qua-he-thong-so-huu-tri-tue-viet-nam

抽象的な目標も多く含まれるが、知的財産権侵害についての目標項目は以下の通りである。

- 知的財産権侵害行為に対する行政措置を行う権限を有する行政執行機関を単純化して、各機関の任務を明確にすること
- 知的財産権保護における行政機関と司法機関との連携を強化し、知的財産権に関する事件解決における裁判所の役割強化について検討すること
- 知的財産権侵害行為（特にデジタル環境）の取り締まりを強化し、厳格に処分すること
- 知的財産権侵害品に対する水際対策の実施効果を向上させること
- 知的財産権に関する犯罪を積極的に取り締まり、抑止効果を向上させること
- 知的財産権に関する紛争を仲裁又は和解により解決を推奨すること
- 個人・組織が自らの知的財産権保護を積極的に行うことを推奨すること

(2) 市場管理総局の設立

2018年10月の市場管理総局の設立¹²³により、行政措置の権限強化・規模の拡大が期待されている。市場管理総局の詳細についてはII.2章を参照されたい。

国会指導委員会389号の発表¹²⁴によると、2019年に市場管理局が82,300件の違法行為を発見し、行政措置を行い合計4,300億ベトナムドンの罰金を科した。押収された商品の価値は1,500億ベトナムドン相当とされ、公安に107件が移送された。移送された案件のうち26件は起訴され、54件は同統計作成時点では捜査中である。上記のうち模倣品については、6,579件を調査の上で行政措置を行い、侵害者には190億ベトナムドンの罰金が科されたとのことである。

¹²³ 2018年10月12日付首相決定34/2018/QĐ-TTg号

¹²⁴ 出典：BAOMOI「2019年82,300件の知的財産権侵害行為」（2019年11月28日）

<https://baomoi.com/82-300-vu-vi-pham-hang-gia-bi-phat-hien-xu-ly-trong-nam-2019/c/33120261.epi>

【事例：Ben Thanh 市場での摘発¹²⁵】

2020年3月12日には、ホーチミン市の市場管理局が、市内の有名なショッピングスポットである Ben Thanh 市場及び Saigon Square において大規模な摘発を行った。20店舗の調査を行い、高級外国ブランドの模倣腕時計やバッグを約1,500点押収した。その価値は6,282米ドルに相当するとされる。

<Ben Thanh 市場での模倣品押収の様子>



¹²⁵ 出典：TuoiTreNews 「有名スポット Ben Thanh 市場で模倣品の摘発」
<https://tuoitrenews.vn/news/business/20200314/fake-luxury-goods-seized-from-saigons-iconic-ben-thanh-market/53466.html>

(3) 市場管理総局の2020年活動計画

2019年11月29日に、市場管理総局は2020年活動計画を承認した¹²⁶。当該計画内で、模倣品・知的財産権侵害品の流通が多い20の省・市の一覧を公表している。

NO	省・市	模倣品が多数流通される地区
1	ハノイ市	<ul style="list-style-type: none"> ・ Hoan Kiem 区：Dong Xuan 市場、Hang Bai 通り、Hue 通り、Ba Trieu 通り、Trang Thi 通り、Hang Khay 通り、Hang Dao 通り、Hang Ngang 通り、Hang Buom 通り、Hang Duong 通り、Dong Xuan 通り、Hang Giay 通り、Hang Khoai 通り、Hang Gai 通り、Hang Bong 通り、Dinh Liet 通り ・ Gia Lam 県：Ninh Hiep 村における市場、ショッピングセンター ・ Phu Xuyen 県：Son Ha 村 ・ Phuc Tho 県：Tam Hiep 村 ・ Hoai Duc 県：La Phu 村
2	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場、ショッピングセンター：Saigon Square ショッピングセンター、Ben Thanh 市場、An Dong 市場、Kim Bien 市場、Binh Tay 市場、Tan Binh 市場、Lucky Plaza ショッピングセンター ・ Le Van Sy-Huynh Van Banh 通り、Cach Mang Thang 8 通り、Nguyen Trai 通り、Ba Thang Hai 通り、Ba Hom 通り
3	ダナン市	<ul style="list-style-type: none"> ・ Con 市場、Han 市場、Dong Da 市場並びに Le Duan 通りにある衣服販売店及び夜市 ・ Hoa Khanh 市場、Hung Vuong 市場、Ong Ich Khiem 市場
4	Khanh Hoa 省	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nha Trang 市 ・ Dam 市場、Phuoc Hai 地区、Xom Moi 地区、Vinh Hai 地区、Hon Chong ショッピングセンター、Nha Trang ナイトマーケット ・ Nguyen Trai 通り、Ngo Gia Tu 通り、Phan Boi Chau 通り、Thong Nhat 通り
5	Quang Ninh 省	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ha Long 市：Ha Long 1 市場、Ha Long 2 市場、Bai Chay 区、

¹²⁶ 市場管理総局の決定 3972/QĐ-TCQLTT 号は、2020年までの、模倣品・出所不明品・知的財産権侵害品が多数流通されている地域における侵害防止、取り締まり、行政措置計画を承認した。

		Hon Gai 区 <ul style="list-style-type: none"> ・ Dam Ha 県 : Dam Ha 市場 ・ Cam Pha 市 : Tran Phu 通り ・ Mong Cai 市: Dao Phu Loc – Trieu Duong 通り、Hoa Binh 通り ・ Uong Bi 市 : Quang Trung 通り
6	ハイフォン市	・ Cho Do 通り、Hoang Ngan 通り 4 番地、Phan Boi Chau 通り
7	Vinh Phuc 省	・ Tho Tang 通り、Vinh Tuong 通り
8	Lang Son 省	・ Tan Thanh 市場、Dong Kinh 市場、Ky Lua 市場、Hong Kong-Tan Thanh 市場
9	Bac Ninh 省	・ Do 市場、Nhon 市場: Ninh Hiep 市場、Gia Lam 県、ハノイ市近隣地域
10	Bac Giang 省	・ Bac Giang 市 : Thuong 市場
11	Thai Nguyen 省	・ Thai Nguyen 市内の市場、Dong Quang 区、Thinh Dan 地区、Thai Nguyen 市
12	Quang Tri 省	・ Dong Ha 市場、Quang Tri 市場
13	Thua Thien Hue 省	・ Dong Ba 市場、Ben Ngu 市場、Tay Loc 市場 <ul style="list-style-type: none"> ・ Hung Vuong 通り
14	Quang Nam 省	・ Hoi An 市: Tran Phu 通り、Bach Dang 通り、Nguyen Thi Minh Khai 通り、Hai Ba Trung 通り、Phan Boi Chau 通り、Nguyen Thai Hoc 通り
15	Tay Ninh 省	・ Long Hoa 市場、Tay Ninh 市場
16	Binh Thuan 省	・ Phan Thiet 市場
17	Dong Nai 省	・ Bien Hung 市場、Bien Hoa 市場、Long Thanh 市場、Viva Square ショッピングセンター
18	Binh Duong 省	・ Thu Dau Mot 市場、Lai Thieu 市場
19	カントー市	・ Can Tho 市場、Dem Tay Do 市場、Ninh Kieu 夜市、Cai Khe ショッピングセンター
20	Kien Giang 省	・ 30/4 市場、Rach Gia 市 ショッピングセンター <ul style="list-style-type: none"> ・ Phu Cuong 夜市 ・ Rach Gia 市 Phu Cuong 地区

これらの場所で販売されている模倣品の多くは、食品、サプリメント、ファッション用品、アクセサリ、時計、化粧品、バッグ、財布等である。

市場管理総局が定める 2019 年 12 月から 2020 年 12 月までの行動計画は以下の通りである。

- 2020 年 3 月までの計画
模倣品が多数流通している地域における全ての事業者は、模倣品・出所不明品・知的財産権侵害品を製造・販売しないことを誓約書に署名する。また、当該地域を管轄する行政機関、市場管理局、ショッピングセンター、農村も、模倣品・出所不明品・知的財産権侵害品が製造・販売されないように協力することを誓約書に署名する。
- 2020 年 6 月までの計画
模倣品が多数流通している地域における 50%以上の事業者が、模倣品・出所不明品・知的財産権侵害品の販売を停止する。行政措置を受けた事業者の 70%以上が再び侵害行為をしないようにする。
- 2020 年 12 月までの計画
模倣品が多数流通している地域における 90%以上の事業者が模倣品・出所不明品・知的財産権侵害品の販売を停止する。行政措置を受けた事業者の 90%以上が再び侵害行為をしないようにする。

(4) EC ポータルサイト

2019 年 12 月 18 日、商工省は、急増するインターネット上での模倣品や電子商取引における消費者トラブルの問題に取り組むため、以下のポータルサイトを設立したことを発表した¹²⁷。同サイトに寄せられた情報は、商工省内の関係部局と市場管理総局等の関連機関で共有される。

- 電子商取引の管理サイト
<http://online.gov.vn/>
- 電子商取引におけるトラブル・紛争の管理及び解決サイト
<http://chonghanggia.online.gov.vn/>
- 企業の EC 活動報告サイト
<http://baocao.online.gov.vn/>

¹²⁷ 出典：商工省発表（2019 年 12 月 18 日）

<https://moit.gov.vn/tin-chi-tiet/-/chi-tiet/bo-cong-thuong-khai-truong-he-thong-quan-ly-va-giai-quyet-phan-anh-tranh-chap-truc-tuyen--17398-22.html>

VII 権利者による模倣品対策の課題と対策

(1) 模倣品対策の障害となる事由

日系企業がベトナムで模倣品対策を行うことは、あまり一般的ではない。日本国内や中国での対策に加えて、ベトナムで模倣品対策を検討する場合、多くは以下の困難に直面すると考えられる。

- ① 権利の未登録
ベトナムへ進出していない等の理由により、商標等有効な知的財産権をベトナムで登録していない。
- ② 予算の制約
ベトナムでの模倣品対策に多くの予算を捻出できない。
- ③ 模倣品の流通規模が不明
ベトナム国内での模倣品の流通量が不明。また調査方法やリソースも不明である。
- ④ 情報不足
模倣品の存在を確認できたとして、どのような対応を取るべきかといった情報が不足しているために、対抗措置を取れない。
- ⑤ エンフォースメントの困難さ
新興国では、政府機関が協力的に動いてくれなかったり、措置を行っても有効な結果につながらなかったりする等、日本でのエンフォースメントに比べると確実性に欠ける。

(2) 権利者によるベトナムでの模倣品対策

模倣品が流通している実態があるにもかかわらず有効な対策を取らなければ、シェアを奪われることによる進出機会の喪失、模倣品を真正品と混同して使用した消費者による風評被害等様々な看過できないリスクが生じる可能性がある。したがって、まだ本格的な市場進出は想定しない段階であっても、模倣品対策の準備を進めておくことが得策である。上記(1)の障害も踏まえて、以下の対策が考えられる。

- ① 権利の登録
知的財産権を有効に行使するために、産業財産権については、知的財産庁への登録が必要不可欠である。著作権についても、事実上、登録が必要となることが多い。登録が権利行使の必要条件ではないものの、著作権に基づき権

利行使する場合、権利行使の必要書類として登録証を執行機関から要請されることが多いためである。

② 予算

ベトナムでの模倣品対策にどれくらいの予算をかけられるかは企業により異なるが、予算を低く抑える方法として、早期の対策が考えられる。模倣品の流通が少ない段階で準備を開始し、集中的な対応で効果的に進める等、コストパフォーマンスを高める施策をあらかじめ検討しておくことが重要である。

③ 規模の把握

本報告書でも紹介している模倣品の流通が多い市場（IV章参照）の調査をすることが考えられる。現地市場調査においては、危険を伴うことも少なくないので、調査会社等の使用も検討すべきである。また、ベトナム向けの主要オンラインサイトで自社製品の模倣品がないかを検索して調査することも考えられる。

④ 情報収集

本報告書を含め、公開されている調査報告書やセミナー等から情報収集に努める。現地代理店からの情報収集も有効である。

⑤ エンフォースメント

III章でも記載の通り、ベトナムでエンフォースメントを検討する場合、執行機関との連携、人脈を形成しておくことは有効な側面がある。ベトナム現地での真贋判定セミナーや執行機関訪問等の機会を通じて連携を深めることが考えられる。

一方で、賄賂問題には留意しなければならない。残念ながら、ベトナムでは、実務上政府関係者との賄賂のやり取りは少なくない¹²⁸。業務を委任する調査会社も含めて、自社のコンプライアンスは守らせるよう徹底するべきである。

警告書の送付等による任意による解決の場合は当事者間のみで完結できる。模倣品の販売を止めさせたいだけであったり、零細の企業相手であったりすると、行政措置等より有効な場合もある。もともと、法的拘束力はなく警告に従わないことも珍しくない。また警告書を受けて逃亡したり、罪証隠滅されたりするリスクがあることに留意する必要がある。オンラインの模倣品対策では、インターネットサービスプロバイダーと連携した上で、販売ペ

¹²⁸ 国際 NGO トランスペアレンシー・インターナショナルの公表する 2018 年腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) においてベトナムは 180 か国中 117 位 (日本は 18 位)。
<https://www.transparency.org/cpi2018>

ージの削除を集中的に行い、まずは消費者に流通する出口を阻止するという手も有効である。

VIII 関係政府機関連絡先

ベトナムにおける知的財産権の登録、エンフォースメント等に関連する機関の連絡先は以下の通りである。各機関の詳細についてはII章を参照されたい。

機関名	英語名	住所・連絡先
知的財産庁 (NOIP)	National Office of Intellectual Property (NOIP)	No.384-386 Nguyen Trai, Thanh Xuan District, Ha Noi City Tel: +(84-024)3858 3069 Fax: +(84-024)3858 8449 Email: vietnamipo@noip.gov.vn Website: http://www.noip.gov.vn/ 執行・不服申立てに関する窓口 Tel: +(84-024) 38587756 産業財産権代理人リスト (2019年11月30日時点) http://noip.gov.vn/-ai-dien-so-huu-cong-nghiep
著作権局 (COV)	Copyright Office of Vietnam (COV)	No.33, 294/2 Kim Ma, Ba Dinh District, Ha Noi City Tel:+(84-024)38234304 Fax: +(84-024)38432630 Email: cbqtg@hn.vnn.vn Website: http://www.cov.gov.vn/
植物新品種 保護事務局 (PVPO)	New Plant Variety Protection Office (PVPO), Ministry of Agriculture and Rural Development	Suite 106, A6A Building, No.2 Ngoc Ha, Ba Dinh District, Ha Noi City Tel: (+84-024)38435182 Fax: (+84-024)37342844 Email: pvpvietnam@mard.gov.vn Website: http://pvpo.mard.gov.vn/

科学技術 監査局 (STI)	Inspectorate of Ministry of Science and Technology	No.113 Tran Duy Hung, Trung Hoa, Cau Giay District, Ha Noi City Tel: +(84-024)35553906 Fax: +(84-024)39446602 Email: thanhtra@most.gov.vn Website: https://thanhtra.most.gov.vn/
情報通信 監査局 (ICI)	Inspectorate of Ministry of Information and Communicatio ns	No.18 Nguyen Du, Hoan Kiem District, Ha Noi City (B Building, 3Floor) Tel: +(84-024)35563852 Fax: +(84-024)35563855 Email: vanhuthanhtra@mic.gov.vn Website: https://www.mic.gov.vn/
文化スポーツ 観光監査局 (CSTI)	Inspectorate of Ministry of Culture,Sports and Tourism	No.51 Ngo Quyen, Hoan Kiem District, Ha Noi City Tel: +(84-024)39437610 Fax: +(84-024)39446223 Email: bovhttdl@thanhtra.gov.vn Website: https://bvhttdl.gov.vn/thanh-tra-bo-606357.htm
市場管理総局 (DMS)	Vietnam Directorate of Market Surveillance (DMS)	No.91 Dinh Tien Hoang, Hoan Kiem District, Ha Noi City Tel: +(84-024)38255868-101 Fax: +(84-024)39342726 Email: vp@dms.gov.vn *窓口宛て Email: linhth@moit.gov.vn *局長宛て Website: http://dms.gov.vn/ https://dms.gov.vn/cuc-qltt-dia-phuong/
サイバー セキュリティ 局 (C50)	Department of Cyber Security (C50)	No.47 Pham Van Dong, Cau Giay District, Ha Noi City No. 258 Nguyen Trai, District 1, Ho Chi Minh City Tel: +(84-024)0692321154 Email: bbtw@canhsat.vn Website: https://canhsatcnc.vn/lien-he/
電子商取引・デ	Vietnam	No.25 Ngo Quyen, Hoan Kiem District, Ha Noi City

デジタル 経済局 (iDEA)	e-Commerce and Digital Economy Agency (iDEA), Ministry of Industry and Trade	Tel: +(84-024) 22205396 Fax: +(84-024) 22205397 Website: http://idea.gov.vn/ 電子商取引管理部門 Tel: +(84-024)2220.5512
ベトナムイン ターネット 情報センター (VNNIC)	Vietnam Internet Network Center (VNNIC)	No.18 Nguyen Du, Hoan Kiem District, Ha Noi City Tel: +(84-024)35564944. Fax: +(84-024)37821462 Email: webmaster@vnnic.vn Website: https://www.vnnic.vn/
税関	General Department of Vietnam Customs	General Department of Vietnam Customs Building, Block E3, Duong Dinh Nghe Street, Cau Giay District, Ha Noi City Tel: +(84-024)39440833/9824 Fax: +(84-024)39440633 密輸防止捜査局 Email: cucdtcbl@customs.gov.vn Website: https://www.customs.gov.vn/
経済警察 (CO3)	Department of Economic Police (C03), Ministry of Public Security	No. 47 Pham Van Dong Street, Cau Giay District, Ha Noi City Tel: +(84-024)069233647/069234046 Website: http://www.mps.gov.vn/ http://www.bocongan.gov.vn/
ハノイ市 人民裁判所	The People' s Court of Hanoi	No. 43 Hai Ba Trung, Hoan Kiem District, Ha Noi City Tel: +(84-024)38250534 Website: https://toaan.hanoi.gov.vn/gioi-thieu/
ホーチミン市	The People' s	131 Nam Ky Khoi Nghia, Ben Thanh Ward, District 1,

人民裁判所	Court of Ho Chi Minh city	Ho Chi Minh City Tel : +(84-028)292448 Fax :+ (84-028)292.448 Website: http://www.tand.hochiminhcity.gov.vn/web/guest/lien-he/
知的財産 研究所 (VIPRI)	Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI), Ministry of Science and Technology.	No.39 Tran Hung Dao, Hoan Kiem District, Ha Noi City Tel: +(84-024)35563406/35563450 Fax: +(84-024)35563407 Email: ipacademy@vipri.gov.vn *窓口宛て Email: taquangminh@vipri.gov.vn *所長宛て Website: http://www.vipri.gov.vn/
ベトナム 商工会議所 (VCCI)	The Vietnam Chamber of Commerce and Industry	171 Vo Thi Sau Street, Ward 7, District 3, Ho Chi Minh City Tel: +(84-028) 3932 6598 Fax: +(84-028) 3932 5472 Email: info@vcci-hcm.org.vn Website: https://vcci-hcm.org.vn/
ベトナム国際 仲裁センター (VIAC)	Vietnam International Arbitration Center	No. 9 Dao Duy Anh Street, Dong Da District, Ha Noi City Tel: +(84-024)3574 4001 – +(84-024)3574 6916 Fax: +(84-024)3574 3001 Email: info@viac.org.vn Website: http://www.viac.vn/en/ No. 171 Vo Thi Sau Street, District 3, Ho Chi Minh City Tel: +(84-028)3932 1632/+(84-028)3932 9555 Fax: +(84-028)3932 0119
ベトナム 反模倣品商標	Vietnam Association	No. 91 Dinh Tien Hoang, Hoan Kiem District, Ha Noi City

保護協会 (VATAP)	for Anti-counterfe iting and Trademark Protection	Tel: +(84-0)934 117 669 Email: vatap@moit.gov.vn Website: http://hanghoavathuonghieu.com.vn/news/quoc-te-hoi-nhap.html
-----------------	---	--

IX 関係法令リスト

本報告書にて言及した法令は以下の通りである。内容については本文で言及された箇所及び以下のリンクで公開される仮訳を参照されたい。

【法律】

- 知的財産法
 - 2005年知的財産法（50/2005/QH11）
2005年11月29日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Luat-So-huu-tri-tue-2005-50-2005-QH11-7022.aspx>
 - 2009年改正知的財産法（36/2009/QH12）
2009年6月19日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Luat-so-huu-tri-tue-2009-sua-doi-36-2009-QH12-90634.aspx>
※JETRO 参考仮訳
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VN_20090619.pdf
 - 2019年改正経営保険法及び知的財産法（42/2019/QH14）
2019年6月14日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bao-hiem/Luat-Kinh-doanh-bao-hiem-Luat-So-huu-tri-tue-sua-doi-2019-410871.aspx>
 - 知的財産法統一法（07/VBHN-VPQH）
2019年6月25日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Van-ban-hop-nhat-07-VBHN-VPQH-2019-Luat-So-huu-tri-tue-nam-2005-424231.aspx>
- 刑法（2017年に一部修正・追加された）
 - 2015年刑法（100/2015/QH13）
2015年11月27日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Bo-luat-hinh-su-2015-296661.aspx>
※JICA 参考仮訳
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_1002015_QH13.pdf

- 2017 年改正刑法（12/2017/QH14）
2017 年 6 月 20 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Luat-sua-doi-Bo-luat-Hinh-su-2017-354053.aspx>
- 刑法統一法（01/VBHN-VPQH）
2017 年 7 月 10 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Van-ban-hop-nhat-01-VBHN-VPQH-2017-Bo-luat-Hinh-su-363655.aspx>
- 民事訴訟法
 - 2015 年民事訴訟法（92/2015/QH13）
2015 年 11 月 25 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thu-tuc-To-tung/Bo-luat-to-tung-dan-su-2015-296861.aspx>
※JICA 参考仮訳
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001jlwzj-att/legal_20160531_03.pdf
- 商事仲裁法
 - 2010 年商事仲裁法（54/2010/QH12）
2010 年 6 月 17 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thu-tuc-To-tung/Luat-Trong-tai-thuong-mai-2010-108083.aspx>
- 経営保険法（2010 年と 2019 年に 2 度修正・追加された）
 - 2000 年経営保険法（24/2000/QH10）
2000 年 12 月 9 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Doanh-ngghiep/Luat-Kinh-doanh-bao-hiem-2000-24-2000-QH10-47229.aspx>
 - 2010 年修正・追加経営保険法（61/2010/QH12）
2010 年 11 月 24 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bao-hiem/Luat-kinh-doanh-bao-hiem-sua-doi-2010-115264.aspx>

- 経営保険法統一法（06/VBHN-VPQH）
2019年6月25日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bao-hiem/Van-ban-hop-nhat-06-VBHN-VPQH-2019-hop-nhat-Luat-kinh-doanh-bao-hiem-423092.aspx>

- 行政違反処分法（2014年税関法及び2017年水産法により一部修正・追加された）
 - 2012年行政違反処分法（15/2012/QH13）
2012年6月20日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Vi-pham-hanh-chinh/Luat-xu-ly-vi-pham-hanh-chinh-2012-142766.aspx>
※JICA 参考仮訳
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_49.pdf
 - 行政違反処分法統一法（09/VBHN-VPQH）
2017年12月12日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Vi-pham-hanh-chinh/Cong-van-09-VBHN-VPQH-2017-hop-nhat-Luat-Xu-ly-vi-pham-hanh-chinh-377801.aspx>

- 税関法
 - 2014年税関法（54/2014/QH13）
2014年6月23日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Luat-Hai-quan-2014-238637.aspx>
※JICA 参考仮訳
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_53.pdf

【政令】

- 政令 185/2013/NĐ-CP 号

(政令 124/2015/NĐ-CP 号及び政令 141/2018/NĐ-CP 号により修正・追加された)

- 政令 185/2013/NĐ-CP 号

2013 年 11 月 15 日

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Nghi-dinh-185-2013-ND-CP-xu-phat-hanh-chinh-hoat-dong-thuong-mai-san-xuat-bao-ve-nguoi-tieu-dung-213915.aspx>

- 政令 124/2015/NĐ-CP 号

2015 年 11 月 19 日

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Nghi-dinh-124-2015-ND-CP-sua-doi-185-2013-ND-CP-xu-phat-vi-pham-hanh-chinh-san-xuat-buon-ban-hang-gia-ca-m-295892.aspx>

- 政令 141/2018/NĐ-CP 号

2018 年 10 月 8 日

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Nghi-dinh-141-2018-ND-CP-sua-doi-Nghi-dinh-xu-ly-vi-pham-kinh-doanh-da-cap-365872.aspx>

- 政令 185/2013/NĐ-CP 号統一版 (01/VBHN-BCT)

2019 年 7 月 10 日

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Van-ban-hop-nhat-01-VBHN-BCT-2019-xu-phat-vi-pham-hanh-chinh-trong-hoat-dong-thuong-mai-420493.aspx>

- 政令 99/2013/NĐ-CP 号

2013 年 8 月 29 日

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Nghi-dinh-99-2013-ND-CP-xu-phat-vi-pham-hanh-chinh-so-huu-cong-nghiep-205677.aspx>

- 政令 119/2010/NĐ-CP 号

2010 年 12 月 30 日

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Nghi-dinh-119-2010-ND-CP-sua-doi-Nghi-dinh-105-2006-ND-CP-huong-dan-Luat-So-huu-116778.aspx>

- 政令 105/2006/NĐ-CP 号（政令 119 号及び政令 154 号により一部修正・追加された）
 - 政令 105/2006/NĐ-CP 号
2006 年 9 月 22 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Nghi-dinh-105-2006-ND-CP-bao-ve-quyen-so-huu-tri-tue-quan-ly-nha-nuoc-huong-dan-Luat-So-huu-tri-tue-14289.aspx>
 - 政令 154/2018/NĐ-CP 号
2018 年 11 月 9 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Nghi-dinh-154-2018-ND-CP-dieu-kien-dau-tu-kinh-doanh-trong-linh-vuc-quan-ly-cua-Bo-Khoa-hoc-399619.aspx>
 - 政令 105/2006/NĐ-CP 号統一版（04/VBHN-BKHCN）
2019 年 1 月 18 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Van-ban-hop-nhat-04-VBHN-BKHCN-2019-Nghi-dinh-huong-dan-Luat-So-huu-tri-tue-423089.aspx>

【通達】

- 通達 05/2016/TTLT-BKHCN-BKHĐT 号
2016 年 4 月 5 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Doanh-nghiep/Thong-tu-lien-tich-05-2016-TTLT-BKHCN-BKHDT-xu-ly-ten-doanh-nghiep-xam-pham-quyen-so-huu-cong-nghiep-308933.aspx>
- 通達 13/2015/ TT-BTC 号（通達 13 号により一部修正・追加された）
 - 通達 13/2015/ TT-BTC 号
2015 年 1 月 30 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Xuat-nhap-khau/Thong-tu-13-2015-TT-BTC-kiem-tra-giam-sat-thu-tuc-hai-quan-hang-hoa-xuat-nhap-khau-kiem-soat-hang-gia-267142.aspx>
 - 通達 13/2020/TT-BTC 号（まだ施行効力が発生していない）
2020 年 3 月 6 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Xuat-nhap-khau/Thong-tu-13-2020-TT-BTC-sua-doi-Thong-tu-13-2015-TT-BTC-kiem-soat-hang-gia-437228.aspx>

【首相決定】

- 首相決定 1068/QĐ-TTg 号
2019 年 8 月 22 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Quy-dinh-1068-QD-TTg-2019-C-hien-luoc-so-huu-tri-tue-den-2030-422277.aspx>

- 首相決定 389QĐ-TTg 号（決定 9 号により一部修正・追加された）
 - 首相決定 389QĐ-TTg 号
2014 年 3 月 19 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quy-dinh-389-QD-TTg-2014-Ban-Chi-dao-quoc-gia-chong-buon-lau-gian-lan-thuong-mai-hang-gia-223857.aspx>
 - 首相決定 389QĐ-TTg 号
2017 年 1 月 6 日
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quy-dinh-09-QD-TTg-sua-doi-389-QD-TTg-thanh-lap-Ban-Chi-dao-quoc-gia-chong-buon-lau-hang-gia-2017-337134.aspx>

- 首相決定 34/2018/QĐ-TTg 号（2018 年 8 月 10 日）
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Quy-dinh-34-2018-QD-TTg-quyen-han-co-cau-Tong-cuc-Quan-ly-thi-truong-truc-thuoc-Bo-Cong-thuong-390651.aspx>

終わりに

ベトナムにおける知的財産権侵害品（一般的に模倣品、偽造品を含む）の製造・販売活動は増加の傾向にあり、多くの分野、あらゆる商品に拡大され、社会へ大きな影響を与えている。知的財産権侵害品は健全な競争環境を破壊し、消費者を欺くとともに、企業イメージを傷付けている。これによって企業と消費者は経済的な損害を被っている。さらに深刻なのは、食品・薬品または車や二輪車の部品に対する模倣品であり、それらは消費者の健康と生命を脅かすものとなる。

本報告書は、各企業、特にベトナム進出済み、または進出を計画している日系企業に対し、ベトナムの模倣品の製造と流通の実態を提供することを目的に作成した。知的財産権侵害品の製造元と販売店における手口を把握し、模倣品の防止策を講じる上での課題を理解していただき、ベトナムでの産業知的財産権の保護に役立てていただければ幸いである。

2020年3月
日本貿易振興機構（JETRO）
ホーチミン事務所

[経済産業省委託事業]
ベトナムにおける模倣品流通実態調査

2020年3月
禁無断転載

[調査受託]
長島・大野・常松法律事務所ホーチミン・オフィス
PHAM & ASSOCIATES

独立行政法人 日本貿易振興機構
知的財産課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者およびJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。